

春日井市 高齢者福祉サービスガイド

令和7年
10月版



春日井市健康福祉部

介護・高齢福祉課

地域共生推進課

<サービスガイドをご覧になる前に>

- 1 高齢者福祉のサービスは、春日井市に住所のある方を対象にしています。
- 2 各サービスの内容は、紙面の都合により簡単に記載しています。サービスによっては、世帯や課税の状況等により、利用に制限のある場合があります。
- 3 各項目の見出しに記載されている部署が、担当の窓口となります。
- 4 障がい福祉サービスは、障がい福祉課【電話 (0568)85-6186】が担当の窓口になります。なお、サービスの種類によっては介護保険制度を優先的に利用していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 5 このガイドは、令和7年10月現在の状況に基づいて作成しています。今後、制度や法令等の改正があった場合は、それに従います。

お問い合わせ先について

本ガイド中の各項目の見出しに記載されている担当課が、お問い合わせ先となります。(見出しに担当課の記載がないものは、本文中の連絡先へお問い合わせください。)

2 地域みまもり隊

地域共生推進課 電話 (0568)85-6187

高齢者等が安全安心に地域の中で生活できるよう、薬剤師会が、駅を中心に地域で見守りのしくみをつくっています。薬局の他、郵便局や金融機関、医療機関、ガソリンスタンド、カフェ等がみまもり隊員として登録し、ひとり歩きしている高齢者を見かけたときや介護で困っている人に気がついたときに、各みまもり隊長に情報を伝えます。

情報を受けた隊長が、状況に応じて地域包括支援センター等の専門機関に連絡します。

3 終活サポート事業

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

任意後見制度や相続、遺言、遺贈や葬儀、死後事務委任契約等の終活に関する相談に応じ、相談内容にあわせ市に登録のある法律の専門家や金融機関、葬儀会社等の民間事業者を紹介します。

● 相談・問い合わせ先

高齢者・障がい者権利擁護センター（総合福祉センター内）

電話(0568)82-9232 FAX(0568)84-3933

(運営：春日井市社会福祉協議会)

※ FAXでのお問い合わせを希望される場合に、本文中にFAX番号の記載がない場合、介護・高齢福祉課（FAX(0568)84-5764）へ送信いただければ担当課へ届けます。

目 次

1. 相談する

Q. 高齢者の生活や困りごと等各種相談や地域での見守り等は？



相談・見守り

- 1 地域包括支援センター……………1
- 2 地域みまもり隊……………3
- 3 終活サポート事業……………6
- 4 自立相談支援……………6
- 5 在宅医療・介護サポートセンター……………6

高齢者調査

- 1 地域の実情把握調査……………6

2. 介護サービス等を利用する

Q 1. 介護サービス等の利用のしかたや申請方法は？

Q 2. どんなサービスが利用できますか？

サービスの利用まで

- 1 介護サービス等の利用までの流れ……………7
- 2 サービス計画（ケアプラン）の作成……………9

介護予防

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業……………12
- 2 かすがいいいきいき体操……………13

介護サービス

- 1 居宅サービス [介護予防サービス] ……14
- 2 地域密着型サービス [地域密着型介護予防サービス] ……18
- 3 施設サービス……………19

介護情報の提供等

- 1 介護保険情報検索……………20
- 2 情報提供制度……………20
- 3 介護相談……………21

控除等

- 1 要介護認定者の税控除……………23
- 障かいの表記について……………23

利用者負担の軽減

- 1 高額介護サービス費の支給……………24
- 2 高額医療・高額介護合算制度……………24
- 3 施設サービス等の食費・居住費の軽減……………25
- 4 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減……………26
- 5 訪問介護等利用者負担額の軽減……………27
- 6 利用者負担額の軽減……………27

3.福祉サービスを利用する

Q. 介護サービス以外に、どのような高齢者の福祉サービスがありますか？



生活支援

- 1 配食サービス利用助成……………28
- 2 高齢者寝具乾燥交換サービス……………28
- 3 健康診断書料の助成……………29
- 4 高齢者訪問入浴サービス……………29
- 5 訪問等理美容サービス……………29

生活支援(続き)

- 6 緊急通報システムの設置……………30
- 7 高齢者日常生活用具の給付……………30
- 8 友愛電話訪問……………31
- 9 高齢者賃貸住宅住み替え助成……………31
- 10 高齢者補聴器購入費支給事業……………32
- 11 訪問歯科診療……………32

家族介護支援

- 1 高齢者生活支援ショートステイ……………33

その他の支援

- 1 重度ALS患者入院時
コミュニケーション支援制度……………34

4.認知症対策・ 成年後見制度を利用する

Q. 認知症施策や成年後見制度の利用について知りたいのですが？



認知症対策・成年後見

- 1 認知症サポーター養成講座……………35
- 2 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
……………35
- 3 認知症高齢者等見守り支援事業……………36
- 4 高齢者・障がい者権利擁護センター……………37
- 5 成年後見制度利用支援……………37
- 6 日常生活自立支援事業……………37
- 7 家族介護者支援センター……………38
- 8 認知症カフェ「かすがいおれんじ
プラスカフェ」……………39

5.施設・各種手当を利用する

Q. 高齢福祉の各種手当や福祉施設について知りたいのですが？

福祉施設

- 1 ケアハウス……………42
- 2 生活支援ハウス……………42
- 3 養護老人ホーム……………43
- 4 高齢者世話付住宅の生活援助員派遣等……………43

各種手当

- 1 介護福祉特別給付金……………44
- 2 特別障がい者手当……………44

※ 介護保険施設や事業所の情報については、別冊のハートページか、20ページのハートページナビをご参照ください。

6.いきがづくり・その他の制度を利用する

Q. いきがづくりやその他利用できるサービスを知りたいのですが？

いきがづくり

- 1 老人クラブ……………45
- 2 かすがいいいきポイント……………45
- 3 各種講座……………46
- 4 老人憩いの家……………47
- 5 いきが関連施設……………48
- 6 シルバー人材センター……………48

その他の制度

- 1 後期高齢者福祉医療……………49
- 2 さわやか収集……………49
- 3 災害時要援護者支援制度……………49
- 4 郵便等による不在者投票……………50
- 5 投票支援について……………50
- 6 自転車用ヘルメット購入費補助事業……………51
- 7 通話録音装置配付事業……………51
- 8 あなたの家を「迷惑な空き家」にしないために……………52
- 9 春日井市公式LINE……………52
- 10 住宅防火診断……………52

7.介護保険制度について調べる

Q. 介護保険制度や保険料、利用者負担の軽減を知りたいのですが？

介護保険制度

- 1 制度の目的と財源……………54
- 2 被保険者は40歳以上……………55
- 3 こんなときは届出を……………55

保険料・サービス利用の負担

- 1 第1号被保険者（65歳以上の方）……………56
- 2 第2号被保険者（40歳～64歳の方）……………57
- 3 保険料の減免・徴収猶予……………57
- 4 給付制限……………58
- 5 介護サービスの利用者負担……………58

その他

- 1 審査請求・処分の取消……………59

1. 相談する

相談・見守り

1 地域包括支援センター

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6187

春日井市では、地域の高齢の方の心身の健康保持や生活の安定のために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が協力して必要な援助を行うことを目的に、地域包括支援センターを市内の社会福祉法人等に委託し、中学校区を単位として12箇所設置しています。お困り事がありましたら気軽にご相談ください。

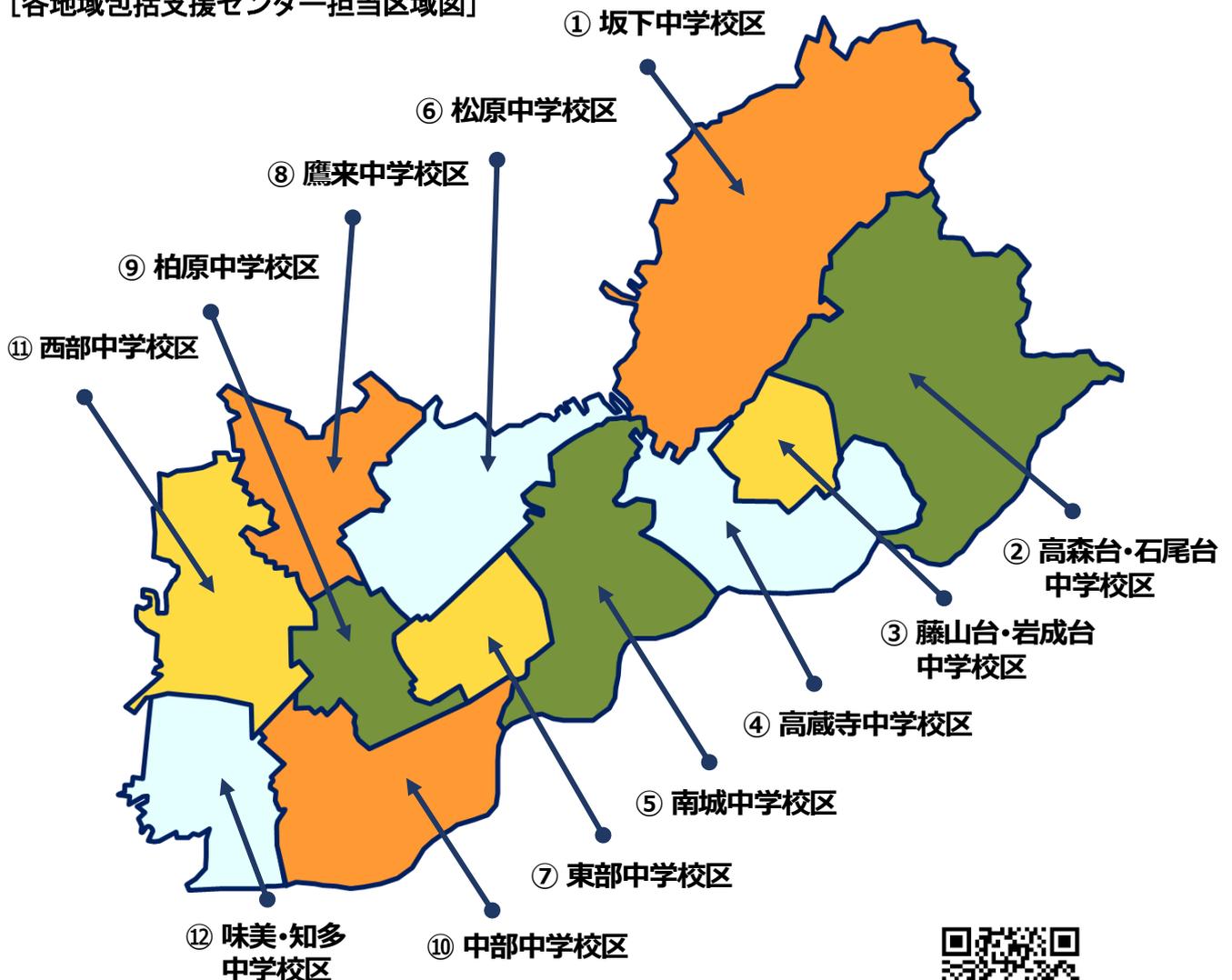
◇ 高齢者実態把握調査

介護予防や認知症予防、日常生活における相談のため、市から委託を受けた地域包括支援センター職員が、高齢の方の家庭を訪問して健康や生活の状況をお尋ねする調査を行います。

● 対象者

おおむね65歳以上の方

[各地域包括支援センター担当区域図]



※町別の担当地域包括支援センターの確認やメール相談はこちらから



春日井市地域包括支援センター一覧

基幹型地域包括支援センター	
運営法人 (福) 春日井市社会福祉協議会	電 話 (0568)84-4920 FAX (0568)84-4913
所在地 浅山町1-2-61 総合福祉センター内	
営業日 月～金8:30～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)	
① 地域包括支援センター坂下	② 地域包括支援センター高森台・石尾台
運営法人 (福) 春生会	運営法人 (福) 恩賜財団愛知県同胞援護会
電 話 (0568)93-1314 FAX (0568)88-8318	電 話 (0568)88-5829 FAX (0568)88-8354
所在地 神屋町1306-1 特別養護老人ホームあさひが丘内	所在地 廻間町703-1 特別養護老人ホーム春緑苑内
営業日 月～金9:00～17:30 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)	営業日 月～金9:00～17:30 (土・日・祝の一部・12/29～1/3は休み)
担当区域 坂下中学校区	担当区域 高森台・石尾台中学校区
③ 地域包括支援センター藤山台・岩成台	④ 地域包括支援センター高蔵寺
運営法人 (医) 喜峰会	運営法人 (医) 陽和会
電 話 (0568)92-7600 FAX (0568)92-7300	電 話 (0568)37-0780 FAX (0568)37-0782
所在地 藤山台1-1 グルッポふじとう内	所在地 出川町2-8-10
営業日 月～金9:00～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)	営業日 月～土9:00～17:00 (日・祝・12/30～1/3は休み)
担当区域 藤山台・岩成台中学校区	担当区域 高蔵寺中学校区
⑤ 地域包括支援センター南城	⑥ 地域包括支援センター松原
運営法人 (株) 総合福祉サービスJ・You	運営法人 (医) 三仁会
電 話 (0568)51-1840 FAX (0568)51-1856	電 話 (0568)93-6066 FAX (0568)93-6067
所在地 出川町8-19-11	所在地 下原町字村東2051-1 春日井整形あさひ病院ぶらす内
営業日 月～金8:30～17:30 (土・日・12/29～1/3は休み)	営業日 月～金9:00～17:00 (土・日・祝・12/30～1/3は休み)
担当区域 南城中学校区	担当区域 松原中学校区
⑦ 地域包括支援センター東部	⑧ 地域包括支援センター鷹来
運営法人 (福) 春日井市社会福祉協議会	運営法人 (福) サン・ビジョン
電 話 (0568)87-5377 FAX (0568)85-9989	電 話 (0568)89-2391 FAX (0568)89-2486
所在地 浅山町1-2-61 総合福祉センター内	所在地 桃山町5079-1 特別養護老人ホームグレイスフル春日井内
営業日 月～金8:30～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)	営業日 月～金9:00～18:00 (土・日・祝・12/30～1/3は休み)
担当区域 東部中学校区	担当区域 鷹来中学校区
⑨ 地域包括支援センター柏原	⑩ 地域包括支援センター中部
運営法人 (一社) 春日井市医師会	運営法人 (福) 恩賜財団愛知県同胞援護会
電 話 (0568)89-3027 FAX (0568)89-3026	電 話 (0568)56-9166 FAX (0568)56-9179
所在地 柏原町5-387 春日井市医師会在宅療養センター内	所在地 下津町500 特別養護老人ホーム第2春緑苑内 (サブセンター 勝川町7-37 ネクシティパレット2階)
営業日 月～金9:00～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)	営業日 月～金9:00～17:30 (サブセンター 月～金9:30～16:30) (土・日・祝の一部・12/29～1/3は休み)
担当区域 柏原中学校区	担当区域 中部中学校区
⑪ 地域包括支援センター西部	⑫ 地域包括支援センター味美・知多
運営法人 (福) サン・ビジョン	運営法人 (医) 喜峰会
電 話 (0568)32-1117 FAX (0568)31-1337	電 話 (0568)33-0211 FAX (0568)33-0213
所在地 牛山町3195-1 介護老人福祉施設第2グレイスフル春日井内	所在地 美濃町2-246
営業日 月～金9:00～18:00 (土・日・祝・12/30～1/3は休み)	営業日 月～金9:00～17:00 (土・日・祝・12/29～1/3は休み)
担当区域 西部中学校区	担当区域 味美・知多中学校区

※ 前ページの担当区域図の番号に対応しています。

2 地域みまもり隊

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6187

高齢者等が安全安心に地域の中で生活できるよう、薬剤師会が、駅を中心に地域で見守りのしくみをつくっています。薬局の他、郵便局や金融機関、医療機関、ガソリンスタンド、カフェ等がみまもり隊員として登録し、ひとり歩きしている高齢者を見かけたときや介護で困っている人に気がついたときに、各みまもり隊長に情報を伝えます。

情報を受けた隊長が、状況に応じて地域包括支援センター等の専門機関に連絡します。

◎ 各みまもり隊長

No.	J R勝川駅
1	◎サエラ薬局 勝川駅前店
2	かちがわ山内クリニック
3	勝川ファミリークリニック
4	すぎやま耳鼻科クリニック
5	春日井眼科クリニック
6	山口メンタルクリニック
7	勝川オーラルクリニック
8	松新開発
9	ライブステーション勝川
10	カルチャーセンターかちがわ
11	勝川開発(株)
12	ホテルプラザ勝川
13	ルネックススポーツクラブ
14	勝川駅前地下駐車場
15	昌和警備保障(株)
16	大垣共立銀行 勝川支店(1F)
17	大垣共立銀行 勝川支店(2F)
18	明光義塾 勝川駅前教室
19	Salon デュボネ
20	ベリーニ 喜田川や
21	子育て子育て総合支援館
22	森内科クリニック
23	しちり歯科
24	インド・ネパール マヤ
25	ファミリーマート 勝川駅南口
26	シェーン英会話 勝川校
27	なかじま皮フ科クリニック
28	あさひが丘薬局 勝川店
29	滝川医院
30	中日調剤薬局勝川新町店
31	スマイル薬局

No.	J R春日井駅
1	(有)中日上条販売
2	エディオン上条
3	春日井王子町郵便局
4	春日井六軒屋郵便局
5	カフェ エトワール
6	◎グリーン森薬局
7	コジマ電機
8	サロンド・アイ
9	サロンド絵美
10	ジュエリーアモン多田
11	タカケンクリーニングかすがい駅南店
12	デイリーヤマザキ春日井駅南店
13	春日井東野郵便局
14	ふとんの土本
15	愛祥住器
16	幸鮪
17	柴田クリーニング
18	春日井市役所前郵便局
19	春日井駅前郵便局
20	春日井鷹来郵便局
21	春日井中切郵便局
22	小原自転車預り所
23	昌栄社 クリーニング店
24	上条ケアプラザグリーン
25	上条ストアー協同組合
26	上条石油
27	辰巳屋
28	田中ガラス店 田中進
29	渡辺歯科
30	度会税理士事務所
31	(有)さんりん舎
32	(有)梅村造園
33	(有)アサヒクリーニング
34	鈴木建具店

◎ 各みまもり隊長

No.	J R神領駅
1	(株)トヨタレンタリース 愛知神領駅前店
2	(株)グリーンテック業務本部
3	(有)麻布
4	(有)フジ自動車
5	(株)ナルネットコミュニケーションズ
6	KONAN PLUS
7	MRSコーポレーション
8	◎青空薬局 下市場店
9	伊藤治療院
10	大沢工業株式会社
11	春日井篠木郵便局
12	春日井神領郵便局
13	ガレージG T O
14	グループホーム暖楽家
15	グループホームこころ春日井
16	サーラ物流
17	サンクチュアリ アビリティー
18	サン歯科医院
19	四季彩春日井
20	じんりょう歯科・こども歯科
21	須賀医院
22	スギヤマ調剤薬局 ケアガーデン春日井店
23	たききた歯科
24	徳丸歯科
25	にしむら泌尿器科・内科クリニック
26	はやかわクリニック
27	林内科医院
28	文化シャッター 春日井営業所
29	ヘアフィール ナップ
30	めぐみクリニック
31	山内歯科医院

No.	J R高蔵寺駅
1	アップル 高蔵寺店
2	春日井燃料(株)
3	春日井燃料(株) サンライズ出川SS
4	(株)トリプルウィン カーリンク高蔵寺
5	(株)ナカヤマ
6	(株)松本ラジオ店
7	(株)吉田石油 高蔵寺中央SS
8	靴のコバヤシ
9	◎コスモス調剤薬局 高蔵寺店
10	写真屋浜ちゃん
11	内藤内科
12	バークレーハウス・稲垣吉展
13	美容室のW E G A
14	ベイクショップ加登屋
15	ミヤ美容室
16	高蔵寺駅前郵便局
17	高蔵寺郵便局

No.	名鉄味美駅
1	三聖堂薬局 あじよし店
2	◎六神堂薬局
3	パナショップ味美
4	ヘアサロン松葉
5	深心休
6	味美ラーメン
7	デドゥ味美店
8	メリーの家
9	西部接骨院
10	ふくさ屋
11	コーヒーショップかたろにあ
12	喫茶 洋子
13	アサヒ堂
14	パナショップ牛山

その他地域の協力薬局 (五十音順)		
アイセイ薬局かえで店	(有)アサヒ薬局	いちかわ薬局 J R春日井駅前店
アイセイ薬局けやき店	あしたば調剤薬局	ウシヤマ東陽堂薬局
アイセイ薬局神領店	アモール薬局	エンゼル薬局
アイセイ薬局ネオポリス店	アリーナ薬局神領店	おおぞら薬局
アイセイ薬局松河戸店	アリーナ薬局中央台店	(有)オーツカ薬局
あいち薬局味美店	飯田薬局	かぐら薬局春日井店
アイン薬局春日井篠木店	イオン薬局春日井店	春日井ミドリ薬局
アイン薬局春日井下原店	いずみ薬局春日井店	春日井ミドリ薬局高蔵寺店
あかり薬局春日井店	いずみ薬局上条店	春日井ミドリ薬局鳥居松店

その他地域の協力薬局 (五十音順)		
春日井ミドリ薬局西山店	スギ薬局高蔵寺店	ビー・アンド・ディー調剤薬局岩野店
春日井ミドリ薬局桃山店	スギ薬局ことぶき店	ビー・アンド・ディー調剤薬局勝川駅店
勝川薬局朝宮店	スギ薬局篠木店	ビー・アンド・ディー調剤薬局高蔵寺白山店
キトウ薬局	スギ薬局東野店	ビー・アンド・ディー調剤薬局中央台店
キョーワ薬局 春日井駅前店	スギ薬局 松河戸店	ビー・アンド・ディー調剤薬局如意申店
キョーワ薬局春日井西店	スギ薬局六軒屋店	ビー・アンド・ディー調剤薬局東野本店
キョーワ薬局鳥居松店	スギヤマ調剤薬局春日井店	ヒカリ薬局
キリン S 薬局	すばる薬局二子山店	瞳薬局
グリーン薬局	清祥薬局	ひまわり調剤薬局朝宮店
クリエイト薬局春日井高蔵寺店	そよかぜ薬局春日井店	ひまわり調剤薬局市民病院東店
クルーズ薬局春日井店	タカダファーマシー	V・drug春日井朝宮薬局
クローバー調剤薬局	たんぼぼ薬局勝川店	V・drug春日井西薬局
(資)厚生堂薬局	たんぼぼ薬局高蔵寺店	V・drug春日井六軒屋薬局
こうぞうじ調剤薬局	中日薬局坂下店	不二ガ丘ドラッグストアー
高蔵寺ほりうちファーマシー	中部ケンコーエイラクヤ八事店	藤山台薬局
こころ調剤薬局	調剤薬局ツバドラッグ 春日井柏原店	二子山薬局
コスモス調剤薬局春日井駅前店	調剤薬局ツバドラッグ 春日井篠木店	ホーエイ薬局白山店
コスモス調剤薬局勝川北店	調剤薬局ツバドラッグ 春日井高山店	マイタウン薬局春日井店
コスモス調剤薬局出川店	調剤薬局バード	マイタウン薬局勝川店
コスモス調剤薬局春見店	つくし薬局	まちほけ薬局春日井市民病院前店
ことら薬局	出川薬局	みどり薬局大手店
サエラ薬局春日井店	トーカイ薬局ウエルネス高蔵寺店	みどり薬局東野店
さかした調剤薬局	鳥居松薬局	みゆきファーマシー
佐合薬局	どんぐり薬局	明明堂薬局
サルーヌ薬局	中新調剤薬局	桃太郎薬局
シナモン薬局	なすび調剤薬局	(有)山善薬局
市民薬局	ななくさ薬局春日井神屋町店	ユタカ薬局庄名
十字の漢方薬局	ななみ調剤薬局	(有)よいち漢方薬局
しょうなん調剤薬局高蔵寺店	ニコニコ薬局	らいおん薬局
しょうなん調剤薬局フジ薬局店	によいさる調剤薬局	リーファ薬局勝川店
じん薬局	のぞみ調剤薬局	リーベ薬局
スギ薬局味美店	バーディー薬局	リエゾン調剤薬局
スギ薬局イーアス春日井店	ハーブ薬局	リエゾン調剤薬局西山店
スギ薬局岩成台店	ハーブ調剤薬局春日井店	りんどう調剤薬局春日井市民病院前店
スギ薬局大手店	ハロー薬局春日井北店	わかくさ薬局
スギ薬局春日井中央店	ハロー薬局春日井西店	春日井市内郵便局 全店

3 終活サポート事業

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

任意後見制度や相続、遺言、遺贈や葬儀、死後事務委任契約等の終活に関する相談に応じ、相談内容にあわせ市に登録のある法律の専門家や金融機関、葬儀会社等の民間事業者を紹介します。

- 相談・問い合わせ先

高齢者・障がい者権利擁護センター（総合福祉センター内）

電話 (0568)82-9232 FAX (0568)84-3933

（運営：春日井市社会福祉協議会）

4 自立相談支援

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

ひとり暮らし高齢者や近所付き合いの希薄化、ひきこもりなど、孤独・孤立が問題となっており、誰もが生活困窮に陥るおそれがあります。生活に困っている方や困るおそれがある方に対し、専門の支援員が様々な状況にある本人の困りごとの解決に向け、寄り添いながら支援します。電話や窓口のほか、ご自宅に伺うことも可能ですのでご相談ください。

- 相談・問い合わせ先

自立支援相談コーナー（春日井市役所2階）

電話 0568-85-6152 FAX 0568-85-6321

相談フォーム



5 在宅医療・介護サポートセンター

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

かかりつけ医や訪問診療など在宅医療に関する相談に応じ、相談内容にあわせ医療機関や制度の利用に関するご紹介をします。

- 相談・問い合わせ先

在宅医療・介護サポートセンター（春日井市医師会在宅療養センター内）

電話 (0568)37-3301 （運営：春日井市医師会）

高齢者調査

1 地域の実情把握調査

福祉政策課

電話 (0568)85-6228

日常生活の状況等を把握する調査を行い、市、地域包括支援センターと情報共有し、支援が必要な世帯を適切なサービスにつなげます。

- 対象者

介護サービスを利用していない次の方

①75歳以上の単身世帯、②80歳以上の高齢者のみの世帯 等

- 方法

年1回、民生委員が戸別訪問し、日常生活状況、緊急連絡先等の聞き取り調査を行います。

※ 上記調査対象外の方で65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、社会的孤立の防止、地域見守りの観点から、緊急時に親族等に市から連絡できるよう緊急連絡先をあらかじめ市に登録する「ひとり暮らし高齢者登録制度」がありますので、ご希望の方はご連絡ください。

2.介護サービス等を利用する

サービスの利用まで

介護保険では、高齢の方それぞれの状況に応じた、様々なサービスが利用できます。

1 介護サービス等の利用までの流れ

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

地域共生推進課

電話 (0568)85-6187

「生活に心配なことや不便なことがある」等のときは、担当区域の地域包括支援センターや市役所の地域共生推進課、介護・高齢福祉課の窓口へ相談してください。状況に応じたサービスの紹介や必要な手続き等の説明・受付等を行います。

要介護認定の申請

認知症や病気等で日常生活に介護や支援が必要になったら、次のものを持って介護・高齢福祉課の窓口にお越しください（※交通事故等の第三者による不法行為が原因で介護保険を利用する場合は届出が必要ですので、申し出てください）。

家族、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等に申請を代行してもらうこともできます。

持ちもの

- ・ 介護保険の被保険者証（手元に見当たらない場合は、事前に介護・高齢福祉課へご連絡ください。）
- ・ 40歳～64歳の方のみ健康保険の加入を確認できる書類（マイナ保険証等）

認定調査の日程調整のため都合の悪い日をお知らせください。

また、主治医の名前をお聞きします。主治医がいない場合は、市が指定する医師の中から選んでいただきます。

認定調査～審査・判定

認定調査

調査員が本人のもとへ調査に伺います。日頃の状況をお聞かせください。（可能な限り、日頃の状況がわかる方の同席をお願いします。）

主治医意見書の作成 依頼・提出

主治医又は指定医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

介護認定審査会での 審査・判定

認定調査と主治医意見書の結果をコンピュータで判定（一次判定）します。

その後、保健・医療・福祉の専門家が集まり、審査・判定（二次判定）します。

認定結果通知

認定結果の印字された介護保険被保険者証が届きます。認定区分により利用するサービスを選択します。

非該当

本人の心身の状態と意向を検討して、基本チェックリストの実施により、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービスが利用できます。

要支援1・2

本人の心身の状態と意向を検討して、介護予防・生活支援サービスや介護予防サービスが利用できます。

要介護1～5

介護サービスが利用できます。

ケアマネジャー (介護支援専門員)とは？

介護の知識を広く持った専門家です。サービス利用者や家族との相談やケアプランの作成、利用者とサービス事業者の間での連絡調整等を行います。

ケアプランとは？

介護・支援が必要な方が利用するサービスの種類や内容を決めた、介護サービスの利用計画のことです。

詳しくは、9～11ページ「サービス計画（ケアプラン）の作成」を参照してください。

65歳以上の すべての方

**【介護予防・生活支援サービス】のうち
住民主体のサービス**

及び
【一般介護予防事業】

が利用できます
12、13 ページ

介護予防 ^

基本
チェック
リスト
の実施

自立者

自立した生活が送れると判断できる方

介護予防・生活支援サービス事業対象者

生活機能の低下が認められる方

介護予防・生活支援サービス事業対象者又は要支援1・2の方で、 介護予防・生活支援サービスを利用する方

地域包括支援センター等に連絡します。

地域包括支援センターのケアマネジャー等が、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。
(住民主体のサービス以外)

【介護予防・生活支援サービス】

が利用できます。
12 ページ

介護予防 ^

※ 全国一律の介護保険給付のサービスではなく、市区町村が独自に行う介護予防の事業です。

要支援1・2の方で、介護予防サービスを利用する方

地域包括支援センター等に連絡します。

地域包括支援センターのケアマネジャー等が、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。

【介護予防サービス】

が利用できます。
14～19 ページ

介護サービス ^

要介護1～5の方で、介護サービスを利用する方

居宅でサービスを利用する方

居宅介護支援事業所に連絡します。

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、本人や家族、サービス事業者と話し合い、ケアプランを作成します。

サービス事業者と契約します。

【介護サービス】

が利用できます。
14～19 ページ

介護サービス ^

施設に入所する方

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。

施設のケアマネジャー等がケアプランを作成します。

基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当した方、又は要支援1・2若しくは要介護1～5と認定された方が適切なサービスを利用できるよう、依頼を受けたケアマネジャー等が、サービス計画(ケアプラン)を作成します。

ケアプランの作成にあたっては、認定結果や心身等の状況を基に、日常生活を自立して暮らすため、あるいは介護状態を維持・回復していくために、どんなサービスをいつ・どのくらい利用するのか、本人や家族と相談し、介護サービス事業者等と調整して決めていきます(ケアマネジメントといいます)。

サービスはケアプランに沿って利用することとなります。

また、状況に応じて、サービスの変更を行う等ケアプランの見直しを行います。

※ 利用できるサービスについては、12、13ページの「**介護予防**」、14～19ページの「**介護サービス**」を参照してください。



[それぞれのケアプラン作成の対象となる方と依頼先]

基本チェックリストで、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当した方
要支援1・2の方で、介護予防・生活支援サービスのみを利用する方

〈介護予防ケアマネジメント〉

介護予防・生活支援サービスが適切に利用できるよう、地域包括支援センターが、介護予防・生活支援サービスのケアプランの作成や、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

● 依頼先

担当区域の地域包括支援センター

※ 1・2ページを参照してください。

要支援1・2の方で、介護予防サービスのみを利用する方

要支援1・2の方で、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスの両方を利用する方

〈介護予防支援〉

介護予防サービス等が適切に利用できるよう、地域包括支援センター等が、介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成や、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

● 依頼先

・ 担当区域の地域包括支援センター

※ 1・2ページを参照してください。

・ 介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所



要介護1～5の方で、居宅で介護サービスを利用する方

〈居宅介護支援〉

居宅サービス等が適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

また、必要に応じて介護保険施設への紹介等を行います。

● 依頼先

居宅介護支援事業所

※ 本人・家族等で都合のよい事業所へ依頼してください。

※ 担当区域の地域包括支援センター（1・2ページを参照してください）では、居宅介護支援事業所を選ぶ相談を行っています。

要介護1～5の方で、施設サービスを利用（入所）する方

施設サービスを適切に利用できるよう、入所先又は入所予定の介護保険施設で施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。



● 依頼先

入所先又は入所予定の介護保険施設へ依頼してください。

※ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は原則 要介護3～5の方しか利用できません（要介護1・2の方は特例入所の制度があります。施設に相談してください。）。

[介護・支援等の必要な程度とサービスの種類、ケアプランの依頼先]

段階	非該当 (介護予防・生活支援 サービス事業対象者)	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	軽い  重い							
介護の 必要な 程度	自立して生活しているが、下肢機能の低下や低栄養、閉じこもり等が心配される人	日常生活に支援が必要だが、生活機能が改善する可能性が高い人		日常生活に介護を必要とする度合いの高い人				
サービスの 種類	介護予防・生活支援サービス (一般介護予防事業)	介護予防サービス、 介護予防・生活支援サービス		介護サービス				
依頼先	担当区域の地域包括支援センター	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所 ・施設入所（予定含む）の方は入所先の施設 				

[居宅サービス計画の例]

次の例は、市内の指定事業者でサービスを利用した場合を想定しています。

● 要介護3と認定された方の利用例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (A事業所) 身体介護 20分以上 30分未満	通所介護 (B事業所) 通常規模 7時間30分	訪問介護 (A事業所) 生活援助 45分以上	通所介護 (B事業所) 通常規模 7時間30分	訪問介護 (A事業所) 身体介護 20分以上 30分未満	通所介護 (B事業所) 通常規模 7時間30分	
午後		食事 送迎		食事 送迎		食事 送迎	

1か月あたりのサービス費用

A事業所	訪問介護(身体介護)	244単位×8回	=	1,952単位…①
	訪問介護(生活援助)	220単位×4回	=	880単位…②
	①+②	2,832単位	×10.42円(地域単価)	= 29,509円…③
B事業所	通所介護(通常規模)	900単位×12回	×10.27円(地域単価)	= 110,916円…④
	③+④	140,425円		

※ 単位数の算定では、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下を四捨五入します。金額の算定では、サービスごとの1円未満の端数は切り捨てます。

自己負担額 14,043円(1割負担の場合※)

※ サービス費用の1割が自己負担となります。ただし、一定以上の所得がある方は2割又は3割になります(1円未満の端数は繰り上げ)。詳しくは、56ページ「5 介護サービスの利用者負担」を参照してください。

- ・ 費用の計算式…単位×回数×地域単価(春日井市の場合6級地)

(注) 地域単価(地域による違いをなくすもの)は、サービスの種類によって変わります。

①10.42円

訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/居宅介護支援/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護

②10.33円

訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/短期入所生活介護

③10.27円

通所介護/短期入所療養介護/特定施設入所者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/地域密着型通所介護

その他、飲食費等実費(各事業者の定めによる)の負担があります。

介護予防

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6187

介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢の方が、住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防と自立支援を総合的に提供する事業です。

【介護予防・生活支援サービス】

要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストによって生活機能の低下がみられ、事業対象者に該当された方が介護予防ケアマネジメントにより利用します。

サービスの種類		サービス内容
訪問型サービス (※1)	介護予防訪問介護相当サービス	身体介護や認知症等により専門的な支援が必要な利用者に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴等の日常生活上の支援を行います。
	緩和した基準によるサービス	身体介護を要しない利用者に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活上の支援を行います。
	短期集中型サービス	生活機能や活動量が低下した利用者に対して、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士等）が自宅を訪問し、運動器機能訓練、栄養改善の指導、口腔機能向上等の必要な支援や生活機能訓練を短期間に集中的に行います。
	住民主体のサービス (※2)	地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行います。
通所型サービス (※1)	介護予防通所介護相当サービス	身体介護や認知症等により専門的な支援が必要な利用者に対して、入浴サービス、食事の提供、運動器の機能向上のための体操等を日帰りで行います。
	緩和した基準によるサービス	運動、レクリエーション、行事等を通じて必要な日常生活上の支援を行います。
	短期集中型サービス	生活機能や活動量が低下した利用者に対して、運動器機能訓練、栄養改善の指導、口腔機能の向上等の必要な支援や生活機能訓練を短期間に集中的に行います。
	住民主体のサービス (※2)	地域住民が主体となって、通いの場として趣味活動、交流、会食、体操、運動等を行います。 
生活支援サービス		自ら食事の準備や栄養管理等が困難で、安否確認を必要とするひとり暮らしの高齢者等に対し、安否確認を兼ねた配食サービスを行います（28ページの配食サービス利用助成を参照してください）。

※1 訪問型サービスと通所型サービスの地域単価は、介護予防訪問介護相当サービスは「訪問介護」に、介護予防通所介護相当サービスは「通所介護」に準じ、それ以外は「10円/1単位」です。

※2 住民主体のサービスは65歳以上のすべての高齢者が利用できます。

【一般介護予防事業】

65歳以上のすべての高齢者（第1号被保険者）を対象とした事業で、春日井市では次の事業を実施しています。

◇ 介護予防講師派遣事業

地域でおおむね10人以上の高齢者が定期的集まる場に、3か月間、運動や認知症予防等の介護予防に関する講師を派遣します（会場は利用者で用意してください。）。

● 申込先

地域福祉コーディネーター（※1）又は担当区域の地域包括支援センター（※2）

※1 地域福祉コーディネーター 電話(0568)85-4321（運営：春日井市社会福祉協議会）

※2 地域包括支援センター 1・2ページを参照してください。

◇ 誤嚥予防プログラム

歯科医院で、口腔清掃や摂食・嚥下機能訓練等の指導を4回程度に分けて行います。

● 費用

1回あたり200円

● 申込先・問い合わせ先

誤嚥予防プログラムを実施している市内の歯科医院で事前に予約してください。

実施歯科医院が不明な場合は、地域共生推進課へお問い合わせください。

◇ 誤嚥予防セミナー

地域の20人程度の高齢者が集まる場所に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、口腔清掃の指導や摂食嚥下のセミナーを開催します（会場は利用者で用意してください。）。

● 問い合わせ先

地域共生推進課

2 かすがいいいきき体操

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6187

市が介護予防のために制作した「かすがいいいきき体操」のDVDを貸し出します。

● 貸し出し場所

- ・ 地域共生推進課
- ・ 図書館
- ・ グルッポふじとう図書館

市公式ユーチューブチャンネルでも動画を配信しています。

こちらのQRコードから動画
が視聴できます。



介護サービス

介護サービスには、居宅、地域密着型、施設のサービスがあり、認定結果・心身の状況等に合わせたサービスが利用できます。

1 居宅サービス[介護予防サービス]（対象：要支援1・2、要介護1～5の方）

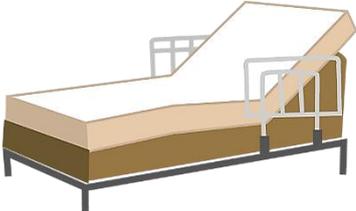
介護・高齢福祉課 電話 (0568)85-6182

居宅サービスとは、自宅に居ながら利用できる介護サービスです。

表内のサービスの種類の欄で下段に「介護予防……」で示されているものは、要支援の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

訪問介護と通所介護（デイサービス）につきましては、要支援の方は、介護予防・日常生活支援総合事業での利用となります。それぞれ12ページ【介護予防・生活支援サービス】の表内「訪問型サービス」と「通所型サービス」を参照してください。

サービスの種類		サービス内容
訪問サービス	訪問介護 （対象：要介護1～5の方）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護 [介護予防訪問入浴介護]	介護職員と看護職員が家庭を入浴車等で訪問し、介護用の浴槽を用意して、入浴の介護を行います。 
	訪問看護 [介護予防訪問看護]	疾患等を抱えている人について、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション [介護予防訪問リハビリテーション]	居宅での生活を向上させるために、理学療法士や作業療法士等機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導 [介護予防居宅療養管理指導]	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が訪問し、療養上の管理や指導を行います。

サービスの種類		サービス内容
通所サービス	通所介護（デイサービス） （対象：要介護1～5の方）	通所介護施設（デイサービスセンター）で、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
	通所リハビリテーション （デイケア） [介護予防通所 リハビリテーション]	介護老人保健施設や医療機関等で、心身の機能の維持回復を図り、食事、入浴等の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
短期入所サービス	短期入所生活介護／ 療養介護（ショートステイ） [介護予防短期入所生活介護 ／療養介護]	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。
その他の居宅サービス	特定施設入居者生活介護 [介護予防特定施設入居者 生活介護]	有料老人ホーム等に入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]	日常生活自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1以上の方 手すり（工事を伴わないもの）、 スロープ（工事を伴わないもの）、 歩行器、歩行補助つえ ・要介護2以上の方 車いす、車いす付属品、 特殊寝台、特殊寝台付属品、 床ずれ防止用具、体位変換器、 認知症徘徊感知機器、 移動用リフト（つり具を除く） ・要介護4以上の方 自動排泄処理装置 ※ スロープ、歩行器、歩行補助つえは、次項目の特定福祉用具販売と選択できます。
		
	特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給） [特定介護予防福祉用具販売]	入浴や排せつのための福祉用具を購入したときは、購入費の一部を支給します。 ※ 詳しくは、16ページ「◇ 福祉用具購入費の支給」を参照してください。
住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]	手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、改修費の一部を支給します。 ※ 詳しくは、17ページ「◇ 住宅改修費の支給」を参照してください。	

◇ 福祉用具購入費の支給

在宅生活維持のために、指定を受けている事業所で支給対象の福祉用具を購入したときは、購入費の7～9割を限度額まで支給します。

● 対象者

要介護・要支援の認定を受けている方

● 対象品目

①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③排泄予測支援機器、④入浴補助用具、⑤簡易浴槽、⑥移動用リフトのつり具、⑦浴室内・浴槽内すのこ（固定しないもの）、⑧歩行器、⑨歩行補助杖、⑩スロープ（工事不要なもの）

※ 同一品目の購入は同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に1度限りです。ただし、破損等の特別な理由がある場合はご相談ください。

※ ⑧～⑩については、購入か貸与で選択することができます。

● 支給金額

購入費の7～9割、同一年度内で7～9万円を限度とします。

※ 償還払い又は受領委任払いの申請により後日支給します。

● 必要なもの

<償還払い>

- ・ 申請書
- ・ 領収証
- ・ 振込先口座のわかるもの
- ・ 福祉用具のパンフレット
- ・ 医学的な所見がわかる書類（介護認定審査における主治医の意見書等）（③のみ）
- ・ 写真又は図面（⑦のみ）

<受領委任払い>

- ・ 申請書
- ・ 請求書、納品書又は内訳書
- ・ 福祉用具のパンフレット
- ・ 医学的な所見がわかる書類（介護認定審査における主治医の意見書等）（③のみ）
- ・ 写真又は図面（⑦のみ）
- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る委任状
- ・ 完了確認書

用語の説明

○ 償還払い

いったん費用の全額を利用者が事業者を支払い、後日支給対象費用の7～9割を市から利用者に支払う方式です。

○ 受領委任払い

市が支給金額を事業者を支払い、利用者は残りの自己負担分を事業者を支払う方式です。市に取扱登録を行っている事業者（事業所）のみ利用できます。

介護保険施設や病院に入所・入院している方は、退所・退院の見込みがある場合に限り、福祉用具購入・住宅改修を行うことができます。ただし、支給申請は退所・退院後に行ってください。

◇ 住宅改修費の支給

在宅生活維持のために、居住する住宅を改修したときは、改修費用の7～9割を限度額まで支給します。

※ 事前に改修予定の図面等を提出し、確認を受ける必要があります。

※ 住宅改修事業者に指定制度はありません。ご自身で事業者を選択して下さい。

● 対象者

要介護・要支援の認定を受けている方

● 対象工事

①手すりの取付け、②段差の解消、③滑り防止・移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え（場合によっては新設・撤去も可）、⑤洋式への便器の取替え、⑥その他①～⑤に伴って必要となる工事

● 支給金額

改修費の7～9割（14～18万円）を限度とします。

※ 償還払い又は受領委任払いの申請区分により、後日支給します。

※ 転居して住所が変わった場合、要介護状態が著しく重くなった場合は、改めて給付を受けられることがあります。

● 必要なもの

◎ 改修前・事前確認時

<償還払い>

- ・ 申請書
- ・ 見積書
- ・ 住宅改修理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
- ・ 改修前の写真（撮影日が写し込まれているもの）
- ・ 改修前後の平面図及び側面図（側面図は段差の解消を行う場合のみ）
- ・ 住宅所有者の承諾書（申請者と所有者が同一世帯でない場合のみ）
- ・ 振込先口座のわかるもの

<受領委任払い>

- ・ 申請書
- ・ 見積書
- ・ 住宅改修理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
- ・ 改修前の写真（撮影日が写し込まれているもの）
- ・ 改修前後の平面図及び側面図（側面図は段差の解消を行う場合のみ）
- ・ 住宅所有者の承諾書（申請者と所有者が同一世帯でない場合のみ）

◎ 改修後・支給申請時

<償還払い>

- ・ 確認を受けた住宅改修理由書
- ・ 改修後の写真（撮影日が写し込まれているもの）
- ・ 工事費内訳書
- ・ 領収証
- ・ 振込先口座のわかるもの

<受領委任払い>

- ・ 確認を受けた住宅改修理由書
- ・ 改修後の写真（撮影日が写し込まれているもの）
- ・ 工事費内訳書
- ・ 完了確認書
- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る委任状



※ 自己負担額が50万円を超える場合、翌年度の固定資産税が減額になる場合があります。詳しくは、資産税課（(0568)85-6105）へお問い合わせください。

2 地域密着型サービス[地域密着型介護予防サービス]

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6921

地域密着型サービスとは、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスで、事業所所在地の市民のみが利用できる介護サービスです。

表内のサービスの種類の欄で下段に「介護予防……」で示されているものは、要支援の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

サービスの種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (対象：要介護1～5の方)	24時間安心して在宅生活が送れるよう、日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。
夜間対応型訪問介護 (対象：要介護1～5の方)	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います（市内で実施している事業者はありません。）。
地域密着型通所介護 (デイサービス) (対象：要介護1～5の方)	利用定員18人以下のデイサービスで、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護 (対象：要支援1・2、 要介護1～5の方) [介護予防認知症対応型通所介護]	認知症の状態にある人がデイサービスを行う施設等に通り、入浴や食事の提供等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護 (対象：要支援1・2、 要介護1～5の方) [介護予防小規模多機能型居宅介護]	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問・泊まり等のサービスを組み合わせて多機能なサービスを行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (対象：要支援2、要介護1～5の方) [介護予防認知症対応型共同生活介護]	認知症の状態にある人が共同生活をする施設で、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護 (対象：要介護1～5の方)	有料老人ホーム等の特定施設で、入居定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居している方に対して、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話を行います（市内で実施している事業者はありません。）。



サービスの種類	サービス内容
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム) (対象：原則 要介護3～5の方) ※ 要介護1・2の方は特例入所の制度があります。施設に相談してください。	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる入所定員が29人以下の施設です。 入所している方に対して、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (対象：要介護1～5の方)	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

3 施設サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6921

施設サービスは、どのような介護が必要であるかにより、次のサービスが利用できます。

サービスの種類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (対象：原則 要介護3～5の方) ※ 要介護1・2の方は特例入所の制度があります。施設に相談してください。	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。 入所している方に対して、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話をを行います。
介護老人保健施設 (対象：要介護1～5の方)	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。 入所している方に対して、看護、医学的管理下での介護や機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。
介護医療院 (対象：要介護1～5の方)	長期にわたる療養を必要とする方のための施設です。 入所している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行います。



介護情報の提供等

1 介護保険情報検索

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6921

「ハートページナビ春日井市版」(発行：株式会社ベネッセキャリアオス発行 監修：春日井市)
春日井市の介護サービス事業所の情報などが検索できます。(毎年8月末頃更新)

<https://www.heartpage.jp/kasugai>



介護サービス情報公表システム (厚生労働省)

全国の介護サービス事業所の情報が検索できます。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>



2 情報提供制度

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6197

介護保険に係る要介護等認定の決定過程の透明性を確保し、介護サービス計画の円滑な作成及び適正な利用を促進するため、認定を受けた方の個人情報を提供します。

- 申出者
 - ・ 本人
 - ・ 本人の成年後見人
 - ・ 本人の配偶者、直系血族、3親等内の親族(本人の同意がある場合に限りです。)
 - ・ 本人と介護サービスの提供に係る契約を締結している事業者及びケアマネジメントについて委託を受けた事業者(本人の同意がある場合に限りです。)
- 提供情報 (生存されている方の情報に限りです。)
 - ①認定調査票、②主治医意見書、③一次判定結果、④介護認定審査会議事録
 - ※ 申出者が、本人と介護サービスの提供に係る契約を締結している事業者及びケアマネジメントについて委託を受けた事業者に該当する方は、①・②に限りです。
- 必要なもの
 - 情報提供を受ける本人の介護保険被保険者証(写し可)、窓口にくられた方の本人確認書類(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等)
 - ※ 本人以外が申請する場合は、申出書の同意欄に被保険者本人の署名が必要です。ケアマネジャー等が申請する場合は、事業所の在籍証明書・契約書等が必要です。
 - ※ 申出から提供まで一定の期間が必要です。(おおむね2週間以内)
 - ※ 郵送による開示を希望される方は、110円切手を貼った返信用定形封筒が必要です(件数により郵便料金が変わりますので、2件以上請求される場合は、介護・高齢福祉課へお問い合わせください。郵便料金不足分については、申請者負担となります。)

◇ 介護保険相談窓口

介護保険制度や必要な手続き、サービス等について相談を行います。

◇ 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの苦情に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質的な向上を図るため、介護サービスを行う施設等に介護サービス相談員を派遣します。

介護サービス相談員は、利用者、家族の相談に応じ、適切に介護サービスの提供が行われるよう、利用者と施設との橋渡しをします。

【派遣先施設】

種類	施設名	所在地	電話
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	あさひが丘	神屋町1306-1	(0568) 93-1310
	グレイスフル春日井	桃山町字北山5079-1	(0568) 89-2301
	第2グレイスフル春日井	牛山町3195-1	(0568) 32-1231
	春日井樹の里	四ツ家町字四ツ家221-1	(0568) 33-3222
	第2春緑苑	下津町500	(0568) 56-9171
	しょうなあさひが丘	庄名町918-1	(0568) 29-9922
	春緑苑	廻間町703-1	(0568) 88-5585
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	ほのぼのホーム西尾	西尾町字前新田336-1	(0568) 88-8305
	ヒトハスももやま	桃山町2-348-1	(0568) 27-7577
	すないの家春日井	西山町5-5-1	(0568) 56-1500
	ほのぼのホーム篠木	篠木町7-43-2	(0568) 29-9231
	グレイスフル浅山	浅山町1-1-8	(0568) 85-3611
	ルフレ樹の里	四ツ家町字二ツ杵113-1	(0568) 29-7050
	どんぐりの森	高森台5-6-1	(0568) 91-5656
介護老人保健施設	メディコ春日井	坂下町5-1221-1	(0568) 88-6000
	グレイスフル春日井	桃山町字北山5079-16	(0568) 89-2571
	パーム春日井	鳥居松町2-308	(0568) 84-1003
	エスペラル春日井	下原町萱場1948-5	(0568) 84-9971
	忘れな草	細野町3246-368	(0568) 95-5005
介護医療院	かちがわ北病院介護医療院	角崎町3-1	(0568) 34-1211
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	ふくふくのさと	西尾町字前新田341	(0568) 88-0311
	彩り「坂下」	坂下町1-947-25	(0568) 41-9870
	すないの家春日井	西山町5-5-3	(0568) 56-1533
	そよ風	東野町西1-12-4	(0568) 56-5578
	小喜多	小木田町125	(0568) 44-2517
	暖楽家	堀ノ内町2-16-18	(0568) 89-8500
	さくらいふ六軒屋	六軒屋町西3-13-27	(0568) 86-1502
	さくらいふ八田町	八田町8-4-13	(0568) 37-0310
	第2グレイスフル春日井	牛山町3195-1	(0568) 32-6757
	グレイスフル牛山	牛山町3203-3	(0568) 31-7051
	あみーご倶楽部春日井	稲口町4-18-6	(0568) 32-3700
	風里	四ツ家町字四ツ家218-1	(0568) 36-1085
	あいゆう	如意申町8-8-12	(0568) 35-7888
	笑顔の泉	下条町2-1-9	(0568) 29-9559
	あじさい「松河戸」	松河戸町1-12-2	(0568) 37-4877
	細木の杜	細木町1-37	(0568) 35-5117
	百々春日井	木附町字宮後1300-66	(0568) 51-0040
	春緑苑	廻間町703-1	(0568) 88-7917
	どんぐりの森	高森台5-6-1	(0568) 91-5656

小規模多機能型 居宅介護	さくらいふ六軒屋	六軒屋町西3-13-26	(0568)86-1500
	彩里	南下原町2-1-5	(0568)84-5501
	ニチイケアセンター八田	八田町4-10-10	(0568)56-1171
	グレイスフル浅山	浅山町1-1-8	(0568)85-3617
	かしはらの森	柏原町1-228-7	(0568)29-6596
	あいゆう倶楽部	如意申町8-8-2	(0568)33-2557
	どんぐりの森	高森台5-6-1	(0568)91-5656
特定施設入居者 生活介護 (介護付有料 老人ホーム)	サントピア朝宮	大手田酉町1-2-5	(0568)86-3717
	ロイヤルホーム春日井	東野新町2-16-2	(0568)81-5599
	ベティさんの家神領	神領町2-23-5	(0568)82-1001
	シンシア春日井	篠木町8-2956	(0568)89-0968
	ベティさんの家高蔵寺	中央台1-1-6	(0568)94-0070

◇ 介護サービス苦情相談窓口（愛知県国民健康保険団体連合会）

介護保険では、介護サービス事業者及び市・県・国民健康保険団体連合会が連携して、利用者等からの苦情・相談に対応します。

国民健康保険団体連合会の苦情受付は専用電話を設置し、苦情相談員が中心となって、市が単独での解決が困難な事例なども取り扱っています。

● 開設場所

名古屋市東区泉一丁目6番5号

国保会館南館7階 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室

● 開設時間

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）、午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

● 電話番号・FAX番号

窓口専用電話 (052)971-4165

FAX (052)962-8870

● 送付先

〒461-8532

名古屋市東区泉一丁目6番5号

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係

● 苦情申立てと相談の区別

①苦情申立て

原則として、文書（所定の「苦情申立書」）により提出されたものを指します。

＜処理方法＞サービス事業者への現地調査などを実施し、改善が必要と認められる場合には文書により指導・助言を行います。

②相談

苦情申立て以外の相談を指します。

＜処理方法＞相談者に対して説明や助言などを行ったり、適切な対応機関をご案内します。

<https://aichi-kokuho.or.jp/>

1 要介護認定者の税控除

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6197

税控除の内容や申告手続については本文中の問い合わせ先へご連絡ください

要介護認定者の方は、所得税の確定申告、又は市・県民税申告の税控除の対象となる場合があります。

◇ 障がい者控除

12月31日現在、65歳以上で要介護1～5の認定を受けていて、障害高齢者の日常生活自立度Aランク以上又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱランク以上の基準を満たす方に、翌年1月下旬に「障がい者控除対象者認定書」を発送しています。この「認定書」により、障がい者手帳等をお持ちでない方でも障がい者控除の申告をすることができます（その他の用途には使えません）。

なお、「認定書」については、年末調整等で必要な場合、「認定書」を紛失された場合、対象者の方が死亡されている場合は、市役所1階 介護・高齢福祉課での申請により交付できます。

※ 申請時には、申請者の本人確認書類を用意してください。後日、郵送にて交付します。なお、申請から交付まで2週間程度かかります。

障がいの表記について

春日井市では原則として、「障がい」の表記を使用します。ただし、人の状態を表現していない場合、固有名詞の場合、法令等で使用する場合は、「障害」を使用します。

◇ 医療費控除

◎介護保険サービス利用料

利用料などが税控除の対象になる場合がありますので、サービス事業所にご確認ください。なお、高額介護サービス費や生命保険等による利用料補てん分は、控除額から差し引かれます。

- ・施設サービス…利用料、食費及び居住費（特別養護老人ホームは2分の1の額が控除額です）
- ・医療系居宅サービス…利用料（保険給付の支給限度額超過分を含む）、食費及び滞在費
- ・福祉系居宅サービス…利用料（ケアプランで医療系サービスと併せて利用する場合に限る）

※ 59ページ「■支給限度基準額」を超過する福祉系居宅サービスの利用料は対象外です。

◎おむつ代

要介護認定を受けている方で、疾病等によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態で「おむつ」が必要であると認められたときは申告することができます。この場合には、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。

また、要介護認定の有効期間が連続して6か月以上の方は、市が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」で、「おむつ使用証明書」に代えて申告ができます。必要な方は、介護・高齢福祉課で「確認書類」の交付申請をしてください（申請者の本人確認書類を用意してください）。

※ 申請後、郵送にて交付しますが、申請から交付まで2週間程度かかります。

※ 主治医意見書に次の記載がない場合は交付できません。

- ・「障害高齢者の日常生活自立度」に「B1～C2」の記載
- ・尿失禁の可能性「有」または、「失禁への対応としてのカテーテル」の記載

● 税控除の内容や申告手続の問い合わせ先

所得税申告について	小牧税務署	電話 (0568)72-2111
市・県民税申告について	市民税課	電話 (0568)85-6094

利用者負担の軽減

1 高額介護サービス費の支給

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

同一世帯の利用者が支払った1か月あたりの利用者負担額の合計が、次の上限額を超えた場合は、超えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。

ただし、福祉用具購入費と住宅改修費の利用者負担額、食費、居住費及び日常生活費は、利用者負担額の合計の対象にはなりません。

対象となる方		負担の上限額 (1か月あたり)
①	生活保護受給の方	15,000円/個人
②	市民税非課税世帯(※1)の方	24,600円/世帯
③	課税所得380万円(年収約770万円)未満の人がいる世帯の方(※2)	44,400円/世帯
④	課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満の人がいる世帯の方	93,000円/世帯
⑤	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人がある世帯の方	140,100円/世帯

● 必要なもの

振込先口座のわかるもの、介護保険被保険者証、お知らせハガキ(※3)

※1 ②で高齢福祉年金受給者又は、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額の合計が80万9,000円(令和7年7月までは80万円)以下の方は、個人の負担は15,000円が上限となります(「その他の合計所得金額」については56ページ「◇ 保険料の額」表下注釈※3を参照してください。)

※2 ③④⑤については、世帯内の最も所得の高い65歳以上の被保険者の方の課税所得で判定します。

※3 対象となる方には、市からお知らせハガキをお送りします。お知らせハガキが届いてから申請を行ってください(申請は初回1回のみです)。

2 高額医療・高額介護合算制度

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

各医療保険における世帯内で、1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療保険と介護保険との利用者負担額の合計が、一定の限度額を超えた場合は、申請により、超えた額を高額医療合算介護(予防)サービス費等として支給します。

毎年7月31日を基準日とし、基準日に加入している医療保険の窓口への申請となります。基準日に加入している医療保険ごとに計算するので、同一世帯で異なる医療保険に加入している方とは合算できません。

なお、申請期間は基準日の翌日から2年間です。

● 必要なもの

振込先口座、介護保険被保険者証等

3 施設サービス等の食費・居住費の軽減(特定入所者介護(予防)サービス費)

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）の食費・居住費（滞在費）について、一定の条件を満たす方の利用者負担を軽減します。利用者の世帯が下表の①②③-1、③-2に該当する場合（※1）は、利用者負担上限額が適用されます。

対象となる方には、申請により、介護保険負担限度額認定証を交付します。

通常の認定期間は8月1日から翌年7月31日までですが、年の途中で申請を行った場合は、申請日の属する月の初日から適用されます。

世帯の市民税課税状況		居室環境	利用者負担上限額（1日あたり）	
			施設サービス食費 （内はショートステイ）	居住費 （滞在費）
①	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者	ユニット型個室	300円 (300円)	880円
		ユニット型個室的多床室		550円
		従来型個室（特養等）		380円
		従来型個室（老健・医療院等） 多床室		550円 0円
②	市民税非課税世帯で課税年金 収入額とその他の合計所得金 額（※2）と非課税年金収入 額の合計が年間80万9,000円 （令和7年7月までは80万円） 以下の方	ユニット型個室	390円 (600円)	880円
		ユニット型個室的多床室		550円
		従来型個室（特養等）		480円
		従来型個室（老健・医療院等） 多床室		550円 430円
③-1	市民税非課税世帯で 課税年金収入額と その他の合計所得金額と非課 税年金収入額の合計が年間80 万9,000円（令和7年7月ま では80万）超120万円以下の方	ユニット型個室	650円 (1,000円)	1,370円
		ユニット型個室的多床室		1,370円
		従来型個室（特養等）		880円
		従来型個室（老健・医療院等） 多床室		1,370円 430円
③-2	市民税非課税世帯で 課税年金収入額と その他の合計所得金額 と非課税年金収入額の 合計が120万円超の方	ユニット型個室	1,360円 (1,300円)	1,370円
		ユニット型個室的多床室		1,370円
		従来型個室（特養等）		880円
		従来型個室（老健・医療院等） 多床室		1,370円 430円

※1 表中の条件以外に「配偶者(別世帯含む)に市町村民税が課税されているかどうか」「本人及び配偶者の預貯金等の額が基準以下かどうか(下表参照)」も判定します(生活保護受給者は除く)。

世帯の市民税課税状況	預貯金等の額の基準（*1）	
	本人のみの場合（*2）	配偶者がいる場合
①	1,000万円以下	2,000万円以下
②	650万円以下	1,650万円以下
③-1	550万円以下	1,550万円以下
③-2	500万円以下	1,500万円以下

* 1 夫婦の場合は合算した額で判定します。

* 2 本人が64歳以下の場合は、区分に関わらず本人のみの場合は1,000万円以下、配偶者がいる場合は2,000万円以下です。

※ 2 算定に用いるその他の合計所得金額については、56ページ「◇ 保険料の額」表下注釈※2を参照してください。

※ 3 市民税課税世帯でも高齢夫婦世帯の一方（又は両方）が施設に入所した場合で一定の条件を満たす場合は、特例で減額措置が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

● 必要なもの

・介護保険被保険者証

・本人（と配偶者）の預貯金や有価証券の額を確認できる以下の書類

種類	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（複数ある場合は全ての通帳。インターネットバンクは口座残高ページの写し） 必要箇所：通帳表紙とその裏面、2か月前から現在までの預金残高、総合通帳の場合は定期預金のページ（預入がない場合も白紙のページの写しが必要）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に判断できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託、出資金	銀行、信託銀行、証券会社、出資先等の残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金、タンス貯金	自己申告
負債（住宅ローン、借入金など） ※個人名義でも個人事業（賃貸住宅等）に係る負債は対象外です。	借用証明書、残高証明書など

※ 生活保護受給者及び境界層該当者は預貯金や有価証券の額の記入及び書類の提出は不要です。

4 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（1割分）、食費、居住費（滞在費）が軽減される場合があります。対象となる方には、申請により、確認証を交付します。

● 対象者

次の①②いずれかに該当する方

① 世帯全員が市民税非課税で、次の要件全てを満たす方（生計困難者）

- ・年収が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円を加算）以下
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算）以下
- ・世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

② 生活保護受給者

- 対象サービス（生活保護受給者は下線のサービスが対象）
 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム）（※）、
 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
 通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、
 （介護予防）短期入所生活介護（※）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、
 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、第1号訪問（通所）事業のうち、
 介護予防訪問（通所）介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
 ※ 特定入所者介護（予防）サービス費（25ページ参照）が支給されている場合に限る。
- 軽減の内容
 - ① 生計困難者
利用者負担額（1割負担分）、食費、居住費（滞在費）：4分の1の額
 - ② 生活保護受給者
居住費（滞在費）：全額
- 必要なもの
 - ① 介護保険被保険者証、世帯全員の通帳、収入のわかるもの
 - ② 生活保護受給証明書

5 訪問介護等利用者負担額の軽減

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額がない方で、一定の条件に当てはまる方が訪問介護等を利用する場合は、利用者負担額の全額を免除します。

申請により、認定証を交付します。

- 必要なもの

介護保険被保険者証

6 利用者負担額の軽減

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

災害や生計中心者の死亡・長期入院等の特別な事情により、介護サービスの利用者負担額の支払いが一時的に困難と認められる場合は、利用者負担額を軽減します。

申請により、認定証を交付します。

- 必要なもの

困難な理由を証明するもの（り災証明書・医師の診断書等）、介護保険被保険者証

3. 福祉サービスを利用する

生活支援

1 配食サービス利用助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

安否確認が必要で、自ら食事の準備や栄養管理等が困難なひとり暮らしの高齢者の方等に対し、安否確認を兼ねた配食サービス（昼食又は夕食）を利用する際に必要な経費の一部を助成します。利用にあたっては、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターへご相談ください。

● 対象者

安否確認を要し、食事の準備等を行うことが困難と認められた、次のいずれかに該当する方

- ・ おおむね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者のみの世帯
- ・ おおむね65歳以上で、要支援・要介護認定者、事業対象者と重度障がい者のみの世帯
- ・ 重度障がい者のみの世帯

● 助成金額

1食あたり300円（弁当代金との差額は利用者が負担）

● 配食曜日及び回数

月～金曜日のうち、1日1回を限度（祝日も利用可）

● 配食方法

弁当宅配事業者が直接利用者宅へ配食し、安否を確認します。

● 弁当の種類

高齢者向け普通食、カロリー調整食等（おかゆ、おかずの刻み等の対応も可能）

※ 留守やキャンセルにより生じた費用には助成しません。



2 高齢者寝具乾燥交換サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

衛生的な生活を確保するため、寝具の乾燥や布団カバー、シーツの貸出を行います。

● 対象者

寝具の衛生管理を行うことが困難であり、市内に居住する在宅の方であって、次のいずれにも該当する方

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方等
- ・ 介護保険の要介護・要支援と認定された方
- ・ 世帯全員が市民税非課税

● サービス内容

寝具交換 シーツ、布団カバーの貸出を行い、定期的に交換します。

寝具乾燥 お持ちの布団類を乾燥又は丸洗い乾燥します。布団類をお預かりしている間は、敷布団と掛布団を貸し出します。ただし寝具の状態によってはお預かりできない場合があります（寝具をお預かりする際に判断します。）。

● 利用回数

寝具交換は月2回、寝具乾燥は年4回（6、9、12、3月）

3 健康診断書料の助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

健康診断書の代わりに、情報提供制度（20 ページ）で提供される主治医意見書を活用できる場合があります。詳しくは利用される施設等にご確認ください。

介護サービスや市の高齢者福祉サービスを利用するときに健康診断書が必要な場合は、健康診断書料の一部を助成します（住宅型有料老人ホームなど対象とならないサービスもあります）。

- 対象者
市民税非課税世帯の方（生活保護の方を除く）
- 助成金額
限度額10,000円（年度内（4月～翌年3月）に1回を限度）
- 必要なもの
健康診断書の写し、領収書、本人名義の口座



4 高齢者訪問入浴サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

家庭において入浴困難な方が、介護保険とは別に訪問入浴サービスが利用できます。

- 対象者
次の全てに該当する方
 - ・介護保険の要介護4又は要介護5と認定された在宅の方
 - ・通所介護・通所リハビリテーション等で入浴介護を受けることが困難な方
 - ・申請時、介護給付を受けて行う訪問入浴介護を受けている方
 - ・介護保険の支給限度基準額（59ページ参照）を超える方
- 利用回数
月1回を限度
- 利用料
サービス費用の約1割
- 必要なもの
介護保険サービス利用票及び同別表



5 訪問等理美容サービス

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

自宅及び理美容所においてシャンプー・カット等の基本サービスを受けられるよう整髪料の一部を助成します。

- 対象者
偶数月の初日を基準日とし、介護保険の要介護3～5の認定を受けている在宅の方（施設入所者を除く）
- 利用回数
2か月に1回
※ 基準日の翌月下旬に整髪料補助券を郵送しますので、申請は不要です。
- 費用等
整髪料補助券と自己負担金700円が必要（基本サービス以外は実費負担）



6 緊急通報システムの設置

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

病気やケガ等の緊急事態を119番通報する本体機器及び付属機器を設置します。

※ 対象者の方の自宅に固定電話が設置されていることが必須です。

※ 電話回線の種類によっては設置できない場合があります。NTTのアナログ回線以外の電話回線をご利用の場合は、事前にお問い合わせください。

※ 傷病等により取り急ぎの利用が必要な場合には、ご相談ください。

※ 通話録音装置（51ページ）との併用はできません。

● 対象者

・ おおむね65歳以上で、介護保険の要支援・要介護認定があり、病気や緊急時に、自身での緊急搬送の要請が困難な方のみの世帯

・ 外出困難なひとり暮らしの重度身体障がい者

※ 介護保険の要支援・要介護認定がない場合には、病状や障がいの程度、日常生活の状況等から総合的に判断しますので、ご相談ください。

● 本体機器

電話機に接続させる非常ボタン
（119番通報時の通話機能あり、
写真左側）



● 付属機器

家屋内携帯用のペンダント型
非常ボタン
（通話機能なし、写真右側）



● 費用

4,400円

7 高齢者日常生活用具の給付

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

生活の安全と火災予防のため、電磁調理器、電子調理器、緊急通報システム連動型の火災警報器を給付します。※ 購入前に申請が必要です。

◇ 電磁調理器・電子調理器（※ 電磁調理器と電子調理器は併せて給付することはできません。）

● 対象者

・ 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯の方

・ 過去に給付を受けた方で、機器の耐用年数が過ぎている方

● 費用

20,000円（限度額）までの購入費用に対して1割

※ 20,000円を超えた額については、全額自己負担になります。

● 耐用年数

6年

● 必要なもの

見積書（春日井市長宛）、対象となる用具の性能がわかるカタログ等

◇ 緊急通報システム連動型の火災警報器

● 対象者

- ・緊急通報システム設置者及び設置予定者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な、市民税非課税世帯の方
- ・過去に給付を受けた方で、機器の耐用年数が過ぎている方

● 費用

機器代の1割及び設置費用の2分の1の額（3台目以降は全額自己負担）

● 耐用年数

10年

※ 火災警報器は、寝室と台所に設置することが消防法等で義務付けられています。



8 友愛電話訪問

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

社会的孤立感解消のため、ボランティアによる電話訪問を行います。

● 対象者

ひとり暮らしの高齢者

● 利用料

無料（週1回）

9 高齢者賃貸住宅住み替え助成

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

日常生活に支障のある高齢の方が、住み替えをする場合に、引越しに係る費用と従前の住居の退去に伴う修繕費用の一部を助成します。

住宅と引越し業者が決まったら、事前に引越し費用の助成申請をしてください。

● 対象世帯

エレベーターのない賃貸住宅の2階以上に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯で、市内に住所を有する市民税非課税世帯の方（生活保護世帯を除く）

● 対象となる住み替え先（市内）の賃貸住宅

- ・エレベーターが設置されている集合住宅
- ・集合住宅の1階にある住宅
- ・戸建て住宅

● 助成金額

引越し費用…10万円（限度額）までの費用に対して9割（最大9万円）

従前の住居の退去に伴う修繕費用…10万円（限度額）までの費用に対して9割（最大9万円）

（ただし、敷金等で充当される額がある場合は費用から除く。）

※ それぞれの費用について、10万円を超えた額は全額自己負担となります。

※ 申請者に代わり助成金を市が事業者へ直接支払う方法もあります。

※ 助成の対象かどうか、事前に助成金交付対象世帯の要件確認ができます。



聴力機能の低下が見られる高齢者の方を対象に、補聴器の購入費用の一部を支給します。
購入前に事前確認申請をしてください。

申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。

● 対象者

次のいずれにも該当する方

- ・市内に住所を有する65歳以上の方
- ・片耳の聴力レベルが40デシベル以上であって、聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器の購入に係る補装具費その他の法令の規定に基づく給付または事業の支給対象とならない方
- ・医師(※)により補聴器が必要であると認められた方

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。

● 支給対象

左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器の本体費用

(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)

※聴力レベルが40デシベル以上の耳に装用する補聴器に限ります。

※補聴器は管理医療機器として認定された製品(集音器は対象外)で、認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入する場合があります。

● 支給額

補聴器の購入費用の2分の1(千円未満切り捨て)

世帯の市民税課税状況により支給の上限額が異なります。(片耳・両耳問わず同額)

世帯区分	支給上限額
市民税非課税	30,000円
市民税課税	15,000円

ヒアリングフレイル

ヒアリングフレイルとは、聴力機能の衰えのことを示し、聴力の低下に気づかず放置すると、認知症やうつ病のリスクが高まるといわれています。

11 訪問歯科診療

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

寝たきり、障がい等により歯科医院に通院できない方に対する訪問歯科診療を行います。(入院中の方も利用可。ただし、ご希望に添えない場合もあります。詳しくは春日井市歯科医師会までお問い合わせください。)

● 対象者

歯科医院に通院することが困難な方

● 問い合わせ先

春日井市歯科医師会 電話 (0568) 85-0185



要介護等高齢者の介護者が社会的な理由により急に介護が困難となった場合などに、高齢者を短期入所生活介護施設等に宿泊させ、介護者の不安解消と高齢者の健全な社会生活の継続を支援します。

◇ 市の介護認定を受けた在宅の方

同一世帯の家族介護者の疾病、事故等により急に介護が困難になった場合及び介護負担の軽減が必要になった場合

- 利用施設
介護保険の短期入所生活介護施設等（介護予防を含む）
- 利用期間
1回につき7日以内
- 助成金
支給限度額を超えた場合に居宅介護サービス費の9割（一定以上の所得の場合は7割又は8割）を助成します。
- 必要なもの
健康診断書（必要に応じて）

◇ おおむね65歳以上の自立した在宅の方

同一世帯の家族の疾病、事故等又は居所の都合等により急に居宅での生活が困難になった場合

- 利用施設
養護老人ホーム
- 利用期間
1回につき7日以内
- 利用料
1日あたり1,600円（生活保護世帯は、1日あたり900円）
- 必要なもの
健康診断書、着替え、日用品等



その他の支援

1 重度ALS患者入院時コミュニケーション支援制度

障がい福祉課

電話 (0568) 85-6189

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

意思の疎通が困難な重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、又は実用的発話を喪失している方をいいます。）が医療機関へ入院する時のコミュニケーションを支援します。

● 対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 重度ALS患者で、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な方
- ・ 春日井市の要介護認定を受けている方、又は障がい支援区分の認定を受けている方
- ・ 訪問介護（介護保険法）、又は居宅介護もしくは重度訪問介護（障害者総合支援法）を利用している方

● 利用期間

- ・ 1回の入院につき、入院の日から14日以内（最大30日間延長可能）
- ・ 1日あたりの利用時間は、入院14日まで8時間以内、15日以降は4時間以内

● 費用

コミュニケーション支援事業費の額は、原則、障害者総合支援法の重度訪問介護に係る額になります。ただし、現に訪問介護又は居宅介護を利用している場合で、当該サービスに係る費用の額によらなければ、事業の利用が困難であると市長が認めるときは、現に利用している当該サービスに係る額とすることができます。

利用料は、重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費に係る額の1割になります。

● 申請先

- ・ 居宅介護又は重度訪問介護をご利用の方…障がい福祉課
- ・ 訪問介護をご利用の方…介護・高齢福祉課

4. 認知症対策・成年後見制度を利用する

認知症対策・成年後見

認知症とは

脳の病気や障がいなどさまざまな原因により、記憶力や判断力が衰え、生活が不自由になる状態をいいます。

認知症は、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）や難聴と関連があると言われており、予防や早期発見が大切です。このためバランスの良い食事や定期的な運動を心掛けたり、聴力低下への対策をとることなどが認知症のリスクを下げることに繋がると考えられています。

また、認知症になってからも、できること・やりたいことがあり、希望をもって自分らしく暮らし続けることができることが大切です。気になることがあれば、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談ください。（1～2ページを参照してください。）

認知症チェックリストを活用して、認知症の早期発見、早期受診、早期治療につなげましょう。

※認知症チェックリストはこちらから



1 認知症サポーター養成講座

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

また、認知症サポーター養成講座の受講を希望する団体に対しては、講師を派遣します。

※ 会場は利用者で用意してください。

● 対象者

市内在住、在勤、在学の方

● 問い合わせ先

地域共生推進課、認知症地域支援推進員、担当区域の地域包括支援センター

※ 認知症地域支援推進員（春日井市社会福祉協議会）

電話（0568）85-4321 FAX（0568）86-3156

※ 担当の地域包括支援センターは、1・2ページを参照してください。



認知症サポーターキャラバン

2 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

地域共生推進課

電話（0568）85-6187

認知症等の方が日常生活における事故等で法律上の賠償責任を負う場合に、これを補償する保険に市が保険契約者となり、加入します。

● 対象者

認知症高齢者等見守り支援事業の利用者で、同様の保険に加入していない人

● 保険料

全額公費負担

● 補償上限額

1億円

◇ GPS 端末購入費等の助成

認知症等の方が安心して地域で暮らせるよう、行方不明となった場合に居場所を特定するGPS端末の導入に要する費用を助成します。

● 対象者

市内に住所を有する要介護・要支援認定を受けている認知症のある在宅の方又はその方を介護している家族

● 助成金額

高齢者等1人につき1回限り上限1万円

● 助成対象

登録事業者のGPS端末を利用する際に必要となる端末購入費用等の導入に要する費用

● 助成対象機器

- ・ まもるっく（総合警備保障株式会社）
- ・ ミマモルメGPS（ミマモルメ株式会社）
- ・ ココセコム（セコム株式会社）
- ・ あんしん花子GPS（株式会社サイチ）
- ・ トラッキモGPS（株式会社イトウ介護用品の店サニー）
- ・ どこさいる（株式会社やさしい手）

※ 対象機器の利用申し込みは、助成金の申請後に行ってください。申請前に利用申し込みした場合は、助成金の対象となりません。

◇ みまもりあいステッカー及びみまもりあいプロジェクト

認知症等の方が行方不明となった場合に身元を特定するステッカーを配付し、スマートフォンのアプリケーションを利用して捜索依頼を配信します。

みまもりあいステッカー



● 対象者

市内に住所を有する要介護・要支援認定を受けている認知症等のある在宅の方又はその方を介護している家族

行方不明となった高齢者の捜索に御協力ください。

認知症などにより行方不明となった時に、アプリで捜索情報を受信し、捜索に御協力ください。

アプリはスマートフォン又はタブレット端末で、右のQRコード又は「みまもりあい」で検索し、ダウンロードできます。

〈Androidの方〉



〈iPhoneの方〉



4 高齢者・障がい者権利擁護センター

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方の成年後見制度の相談や利用支援等を行います。弁護士、司法書士による専門職相談（予約制）、一般相談のほか、市民後見人育成研修等も行います。

- **利用時間**

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時

- **場所**

総合福祉センター内

- **問い合わせ先**

高齢者・障がい者権利擁護センター 電話 (0568)82-9232 FAX (0568)84-3933
(運営：春日井市社会福祉協議会)

5 成年後見制度利用支援

地域共生推進課

電話 (0568)85-6364

判断能力が不十分な高齢者等の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法に基づいて市長が後見等の申立てや後見人等の報酬費用を助成します。

- **対象者**

認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、次のいずれにも該当する方

- ・春日井市の介護保険の要支援か要介護の認定を受け、サービスを利用している方、又は利用予定の方
- ・2親等以内の親族がいない方や、2親等以内の親族があっても申立てを期待することが困難な方（3、4親等の親族が申立てをする場合を除く）
- ・成年後見制度の利用が必要な方

6 日常生活自立支援事業

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力の不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行います。

- **事業内容**

福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用に関する相談、福祉サービス利用料等の支払い、日常的な金銭管理、大切な書類等の預かり。

- **利用料**

相談は無料、上記の援助を利用する場合は、原則として利用料が必要です。

- **問い合わせ先**

春日井市社会福祉協議会 電話 (0568)86-9228 FAX (0568)84-3933

7 家族介護者支援センター

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

認知症の方や家族、地域住民のための介護相談、関係機関とのコーディネートを行います。

- **利用時間**

火～土曜日、午前7時30分～午後4時（定休日：日曜日、月曜日）

※第3土曜日は家族介護者のつどいのみ開催

- **場所**

篠木町2-1281-1 レガーロシノギ1F

- **問い合わせ先**

家族介護者支援センターてとりんハウス 電話・FAX (0568)41-8844



8 認知症カフェ「かすがい おれんじ プラスカフェ」

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6187

認知症の方やその家族、地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごせる場として、認知症に理解のある店舗等を認知症カフェとして登録しています。登録店舗等には登録証があります。

◇ 交流会を開催しているかすがいおれんじプラスカフェ

交流会は、認知症の方やその家族、地域住民の誰もが気軽に集まり、思いや悩みを語り合ったり、認知症や生活の工夫などの情報交換を行ったりする場です。

店舗名		ホームページアドレス		
所在地	電話番号	交流会開催予定日時	定休日	
1 どんぐりの森 喫茶どんぐり http://www.me.ccnw.ne.jp/donguri/index.htm				
春日井市高森台5-6-1	(0568) 91-5656	毎月第2・4金曜日 13:00~16:00	なし	
2 アイセイ薬局松河戸店 おれんじ+かふえ~あいせい~https://www.aisei.co.jp/				
春日井市松河戸町3-5-12	(0568) 86-3026	不定期	日曜日・祝日	
3 やぎカフェ https://s-aiyu.jp				
春日井市如意申町8-8-12	(0568) 34-6557	不定期	日曜日	
4 川辺の絵本サロン				
春日井市高蔵寺町7-16-14	090- 2612-4360	月曜日 14:00~16:00	火~日曜日	
5 サエラ薬局				
春日井市坂下町5-1215-810	(0568) 93-1600	偶数月の第4土曜日又 は日曜日	なし	
6 カフェ・カレドニア				
春日井市白山町4-6-9	(0568) 52-1117	第4木曜日 10:00~11:30	木曜日 ※木が祝日の場合 12時まで営業	
7 みんなのテラス カフェこち高森				
春日井市高森台6-1-8	090 1234-3611	不定期	日・月曜日	

◇ かすがいおれんじプラスカフェ登録店舗

かすがいおれんじプラスカフェは、認知症の方やその家族、地域住民の誰もが気軽に利用でき、認知症サポーター養成講座を受講したスタッフがいる店舗です。

店舗名		ホームページアドレス		
所在地	電話番号	営業時間	定休日	
1 モンパパ http://monpapa1989.com/				
春日井市西高山町2-14-24	(0568) 33-3392	9:00~19:30	月曜日・第3火曜日	
2 一服亭かちがわ http://www.ippukuteikatigawa.com				
春日井市妙慶町121	(0568) 29-7094	10:00~17:00	土曜日・日曜日・月曜日 日・祝日	

3	ウィズ・ティー			
	春日井市藤山台6-4-19	(0568) 91-3890	13:00~17:30	金曜日・土曜日・日曜日・祝日
4	Café du Lapin(カフェドゥラパン)	https://cafedulapin.shopinfo.jp/		
	春日井市高森台6-2-7	(0568) 91-2384	11:00~16:00	土曜日・日曜日・祝日
5	グリーンピアおおくら			
	春日井市細野町3249-1	(0568) 95-0077	9:00~17:00	月曜日・祝日のある週の火曜日
6	和菓子所 松の家道宗	http://www.matsunoyadousou.com/		
	春日井市松本町502	(0568) 51-0411	9:00~18:00	水曜日・第2火曜日
7	coffee & liquor むらくも	https://m.facebook.com/c.l.murakumo0715/		
	春日井市如意申町7-9-1	080- 3647-0814	8:30~16:00	火曜日
8	かつ昇			
	春日井市美濃町3-201	(0568) 33-2888	7:00~14:00	水曜日
9	レストラン アロン			
	春日井市小野町4-8-16	(0568) 83-3027	7:00~11:00	月曜日
10	春日井市役所12階展望レストラン オガッシ	http://www.tenbou-restaurant.com/		
	春日井市鳥居松町5-44	(0568) 85-6574	11:00~14:00	土曜日・日曜日・祝日
11	くつろぎ処「天海」			
	春日井市桃山町2-187-16	090- 6076-6811	7:00~12:00 ※水・日曜日は17:00まで	金曜日
12	イタリアンカフェ・ダン			
	春日井市中央台1-2-2 サンマルシェ内南館B1	(0568) 92-2168	11:00~19:30 ※水曜日(祝日以外)は17:00まで	サンマルシェ南館休業日
13	炭火珈琲 らかん			
	春日井市柏原町2-183-2	(0568) 83-5533	8:00~17:00	水曜日
14	アランシオネ			
	春日井市鳥居松町3-179	(0568) 89-3871	8:00~17:00	水・日曜日
15	ハニーシュガー			
	春日井市牛山町1849	(0568) 33-7080	7:00~14:00 ※土日は17:00まで	木曜日
16	Cafe AJITO			
	春日井市藤山台8-5-9	(0568) 37-2468	7:30~11:00 11:45~14:00	月曜日

17	g Café Fujito			
	春日井市藤山台1-1 高蔵寺まなびと交流センター 1F	(0568) 37-2933	9:00~17:00 ※土・日曜日は 18:00まで	月曜日
18	カフェテリア コットンハウス			
	春日井市大手町4-6-5	(0568) 31-7736	7:30~18:00 ※日曜日・祝 日は17:00まで	土曜日
19	ティンクル			
	春日井市桃山町1-276-4	(0568) 84-2552	6:30~17:30 ※土・日曜日 は12:30まで	月曜日
20	喫茶オリンピック			
	春日井市白山町6-15-5	(0568) 52-7581	7:00~18:00	なし
21	勝川カフェmon https://www.instagram.com/kachigawacafe_mon			
	春日井市勝川町7-24-1 ネクシティパセオ1F	(0568) 31-2232	8:30~20:00	木曜日
22	ウエルシア春日井石尾台店 https://www.welcia-yakkyoku.co.jp/			
	春日井市石尾台3-3-3	(0568) 94-1600	9:00~23:00	なし
23	珈琲アラビカ			
	春日井市高蔵寺町3-4-3 Aコープ高蔵寺1階	(0568) 51-8855	9:00~18:00	火曜日
24	シンカフェ			
	春日井市柏原町3-112	(0568) 29-7320	8:00~18:00	水曜日
25	ギャラリーゆんたく			
	春日井市西山町4-10-13	(0568) 84-5116	12:00~17:00	木曜日・土曜日
26	東京堂			
	春日井市瑞穂通8-39-4	(0568) 83-3313	10:00~18:00	水、第1・第3木曜日

5. 施設・各種手当を利用する

福祉施設

1 ケアハウス

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

家庭環境や住宅事情により、家庭で生活することが困難な60歳以上の方が、低額な料金で生活する施設です。できるだけ自立した生活ができるよう、生活相談、入浴、食事、緊急時対応等のサービスを提供します。

- 対象者

次の全てに該当する方

- ・ 60歳以上の方（夫婦の場合は、いずれかが60歳以上）
- ・ 自炊ができない程度の身体機能の低下が見られ、家庭において独立して生活するには不安のある方で、家族による援助が困難な方

- 費用

本人の収入に応じて費用の負担（使用料）が異なります。

- 申込先・問い合わせ先

直接施設へお申込みください。



施設名	定員	所在地	電話	F A X
ケアハウスグレイスフル春日井	60人	桃山町5079-1	(0568)89-2321	(0568)89-2305
ケアハウスあさひが丘	100人	神屋町1310	(0568)88-6688	(0568)88-6685
ケアハウス春緑苑	37人	廻間町703-1	(0568)88-7967	—

2 生活支援ハウス

地域共生推進課

電話 (0568)85-6364

高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設です。

- 対象者

自炊のできる方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 60歳以上の単身者
- ・ 60歳以上の夫婦世帯
- ・ 60歳以上で、家族による援助を受けることが困難な方

- 費用

本人の収入に応じた費用の負担があります。

- 申込先

地域共生推進課へお申込みください。

施設名	定員	所在地	電話	F A X
生活支援ハウス第2 グレイ スフル春日井	15人	牛山町3195-1	(0568) 32-5080	(0568) 31-7605
生活支援ハウスあさひが丘	10人	神屋町1306-1	(0568) 93-1315	—

3 養護老人ホーム

地域共生推進課

電話 (0568) 85-6364

環境上の理由および経済的理由により居宅で生活することが困難な方が、老人福祉法に基づいて入所する施設です。入所者が自立した日常生活を営めるように、食事の提供などのサービスを提供します。この施設への入所は市の措置によって行われます。

● 対象者

原則65歳以上の方で環境上及び経済的な理由により居宅生活をすることが困難な方

● 費用

本人の収入や扶養義務者の課税状況に応じて費用の負担額が異なります。

● 申込先

まずは地域共生推進課にお問い合わせください。

(面接、施設見学などを行ったうえで総合的に必要性を判断し、入所措置の可否が決定されます。)

4 高齢者世話付住宅の生活援助員派遣等

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

高齢者世話付住宅の入居者を対象に、市のサービスとして生活援助員の派遣と緊急通報システムの設置（介護・高齢福祉課が対応）を行います。

※ 高齢者世話付住宅とは、高齢者の生活に配慮した構造・設備を整え、生活援助員の派遣などのサービスを受けることができる公的賃貸住宅です。

● 対象者

高齢者世話付住宅の供給者が定める基準に従い、市内の高齢者世話付住宅に入居する方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上であること）
- ・ 65歳以上の親族からなる二世帯（同居者は60歳以上であること）
- ・ 65歳以上の単身者

● 費用（家賃とは別の負担）

① 生活援助員の派遣

生計中心者の収入に応じて費用負担があります。

② 緊急通報システムの設置

設置費用は市の負担で、電話回線等の使用料金と通話料金は利用者負担です。

施設名	戸数	所在地
県営神領住宅シルバーハウジング	60戸	神領町北1-236 県営神領住宅

● 入居の申込先・問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所 電話 (052) 973-1791

各種手当

1 介護福祉特別給付金

介護・高齢福祉課

電話 (0568)85-6182

介護サービスの利用に伴う費用の負担軽減を図るため、介護サービスを利用された月に対して給付金を支給します。

- 対象者

市の要支援・要介護の認定を受けており、市内に住所を有する市民税非課税世帯の方（生活保護世帯を除く）

- 支給額

月額3,000円（介護サービスを利用しない月は、支給対象外です。）

- 支給時期等

年3回に分けて支給します。（5月、9月、1月に前々月分までを支給）

- 必要なもの

介護保険被保険者証、本人名義の口座

2 特別障がい者手当

障がい福祉課

電話 (0568)85-6186

身体・知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。（所得制限、入院・入所要件あり）

※ 障がい者手帳の有無は問いません。

- 支給額

国…月額29,590円（支給月5月、8月、11月、2月）

※ 障がい者手帳の等級により上記金額に県の加算あり。

① 身体障がい者手帳1・2級と療育手帳IQ35以下の両方…月額6,850円

② 身体障がい者手帳1・2級…月額1,050円

③ 療育手帳IQ35以下…月額1,050円

- 必要なもの

特別障がい者手当認定診断書、本人名義の口座、前年の年金受給額がわかるもの、マイナンバーがわかるもの、身体障がい者手帳又は療育手帳（お持ちの方）

6. いきがいづくり・その他の制度を利用する

いきがいづくり

1 老人クラブ

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

老人クラブは、高齢者のいきがいづくりや健康づくりを目標とした、地域の自主的な組織です。

会員相互の話し合いにより運営され、趣味を楽しむ同好会や旅行などの生活を豊かにする活動、グラウンド・ゴルフや健康体操などの健康増進のための活動、公園の清掃などの地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

老人クラブへの入会を希望する方や、新しく老人クラブを立ち上げたい方は、春日井市老人クラブ連合会事務局まで、お問い合わせください。

- 対象者
おおむね60歳以上の方
- 問い合わせ先
春日井市老人クラブ連合会事務局 電話 (0568)85-6176 (市役所いきがい推進課内)
FAX (0568)83-2297

2 かすがいいいききポイント

いきがい推進課

電話 (0568)85-6176

かすがいいいききポイントは、高齢者のいきがいづくりと継続的な社会参加を促進するため、対象施設等において市民講座やサークル活動などへ参加することでスマートフォン専用アプリを使ってためられるポイントです。たまったポイントは、電子マネーへの交換などに使用できます。

- 対象者
65歳以上の方



ダウンロード方法や
対象施設等詳しくはこちら！



3 各種講座

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

◇ かすがい いきいきアカデミー

生活科学、歴史、文学、芸術文化の4コースがあり、各コースとも年15回講座です（合同講座2回を含みます）。

- 対象者

18歳以上の方

- 問い合わせ先

いきがい推進課 電話 (0568)85-6447

FAX (0568)83-2297

◇ 市民講座・短期講座

公民館、ふれあいセンターでは、一つのテーマをじっくり学べる市民講座（半期で6～8回）と、1～4回程度で気軽に参加できる生活趣味・健康など様々な分野の短期講座を開催しています。

- 問い合わせ先

施設名	所在地	電話・FAX
中央公民館	柏原町1-97-1	電話 (0568)33-1111 FAX (0568)33-1116
知多公民館	知多町4-55	電話 (0568)32-8988 FAX (0568)33-2208
鷹来公民館	町屋町3610-1	電話 (0568)84-7071 FAX (0568)83-9654
坂下公民館	坂下町4-250-1	電話 (0568)88-5555 FAX (0568)88-0298
東部市民センター	中央台2-2-1	電話 (0568)92-8511 FAX (0568)91-1994
味美ふれあいセンター	西本町1-15-1	電話 (0568)31-3522 FAX (0568)33-7559
高蔵寺ふれあいセンター	高蔵寺町3-2-1	電話 (0568)51-0002 FAX (0568)51-4269
南部ふれあいセンター	下条町666-6	電話 (0568)85-7878 FAX (0568)85-0090
西部ふれあいセンター	宮町3-8-2	電話 (0568)33-0808 FAX (0568)33-0721

◇ 高齢者・障がい者合同教養講座

60歳以上の方、障がい者の方を対象に健康体操や俳句、塗り絵などの講座を総合福祉センターで開催します。

- 申込先・問い合わせ先

総合福祉センター（浅山町1-2-61） 電話 (0568)84-3611

FAX (0568)84-3933



高齢の方の教養の向上とレクリエーション等の場として、市内に15か所設けています。各地区の老人憩いの家は、人と人とのふれあいの場としてあなたの仲間づくりやいきがいづくりを支援しています。

- 対象者
原則、市内在住の60歳以上の人
- 利用時間
施設により異なります。
- 休館日
施設により異なります。

施設名	所在地
柏井 老人憩いの家	柏井町3-13
松原 老人憩いの家	東野町西1-8-1
上条 老人憩いの家	上条町5-4065-5
小野 老人憩いの家	小野町2-75
ひなご 老人憩いの家	熊野町1575
桃山 老人憩いの家	桃山町2-247-1
不二 老人憩いの家	気噴町北1-225
北城 老人憩いの家	大泉寺町1010
八田 老人憩いの家	八田町3-15-5
緑ヶ丘 老人憩いの家	石尾台6-5-15
桃花園 老人憩いの家	東山町5-15-6
水辺 老人憩いの家	藤山台2-7-1
味美 老人憩いの家	味美西本町1932-1
高蔵寺 老人憩いの家	高蔵寺町5-8
勝川 老人憩いの家	勝川町3-49-2



5 いきがい関連施設

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

◇ 福祉の里レインボープラザ

高齢者をはじめ、障がい（児）者、児童すべての市民がお互いにふれあい、心身のリフレッシュができる施設です。主な施設として、浴室、休憩コーナー、娯楽室、機能回復訓練室、健康生活相談室、トレーニング室、和室、視聴覚室、幼児室、会議室、研修室、多目的室があります。また、シルバー人材センターの分室もあります。

※令和7年10月から令和8年3月まで、施設の休館に伴い、利用できません。

● 問い合わせ先

福祉政策課 電話 (0568) 85-6184 FAX (0568) 84-8731

◇ 総合福祉センター

市内の障がい者・高齢者・児童及び母子等のみなさんに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として利用していただくほか、広く市民のみなさんの社会福祉活動及び教養・文化活動に活用されることを目的とした福祉活動の拠点施設です。主な施設として、各種ホール、集会室、児童センター等があります。

● 問い合わせ先

総合福祉センター（浅山町1-2-61） 電話 (0568) 84-3611
FAX (0568) 84-3933



6 シルバー人材センター

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

市内在住の健康で働く意欲のある、原則として60歳以上の方の豊かな経験や能力を活かすため、家庭や事業主から依頼のあった仕事を提供します。

● 申込先・問い合わせ先

春日井市シルバー人材センター（東山町2277-1）電話 (0568) 84-3515
FAX (0568) 84-3125



その他の制度

1 後期高齢者福祉医療

保険医療年金課

電話 (0568) 85-6194

医療機関などを受診した際の、医療保険適用後の自己負担額を助成します。

● 対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳1級から3級の方（ただし、腎臓機能障がいの方は1級から4級、進行性筋萎縮症の方は1級から6級）
 - ② 療育手帳A又はB判定の方
 - ③ 自閉症状群（高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む。）と診断されている方
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の方
 - ⑤ 要介護4又は5と認定されてから3か月以上経過している認知症又は寝たきりの状態にある方（所得制限等あり）
 - ⑥ 市内に親族がいないひとり暮らしの方で、地方税法上の被扶養者になっていない方（所得制限等あり）
 - ⑦ 母子・父子家庭と同じ状況にある方（所得制限あり）
 - ⑧ 自立支援医療（精神通院）の適用を受けている方
 - ⑨ 戦傷病者手帳をお持ちの方（所得制限あり）
- ※ 手続きや助成内容の詳細については、保険医療年金課へお尋ねください。

2 さわやか収集

清掃事業所

電話 (0568) 84-3211

家庭から出るごみをごみステーションまで持ち出すことができない世帯を対象に、分別されたごみを玄関先まで取りに伺います。

● 対象者

親族等の協力を得ることが困難な介護保険の要支援か要介護認定を受けている方や、各種障がい者手帳を交付されている方のみで構成される世帯。

● 申請方法

さわやか収集利用申請書及びさわやか収集生活実態申出書を清掃事業所、ごみ減量推進課、地域共生推進課、介護・高齢福祉課又は障がい福祉課にご提出ください。

● 審査

申請後に面談による生活実態調査を行い、審査を経て利用の可否が決まります。

3 災害時要援護者支援制度

福祉政策課

電話 (0568) 85-6228

ひとり暮らし高齢者、介護保険要介護認定者、障がいのある方などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援が必要な方を対象に、区・町内会などの協力のもと、地域の方の支え合い、助け合いによる避難などの支援を行います。

● 対象者

- ① ひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険要介護認定者

- ③ 障がいのある方
- ④ ①～③に準ずる方

● 申請方法

災害時要援護者名簿登録申込書を福祉政策課へ提出してください。

4 郵便等による不在者投票（※選挙期日の4日前までに手続きが必要です。）

選挙管理委員会（総務部総務課）

電話 (0568) 85-6071

◇ 郵便等による不在者投票とは

選挙の際に、自宅等で投票用紙に記載し、郵便等により選挙管理委員会に送付することで投票できる制度です。

制度を利用するためには、郵便等投票証明書が必要ですので、選挙管理委員会に交付を申請してください（選挙がない時期にも申請できます。）。

詳しくはこちら
(市 HP) ↓



ID : 1008168

● 対象者

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

● 申請方法

郵便等投票証明書交付申請書（自署が必要）に介護保険の被保険者証を添えて、直接、選挙管理委員会に申請してください。

● 投票用紙の請求期限

選挙期日の4日前午後5時必着（請求期限を過ぎてしまうと受付ができません。）

※ 郵便等による不在者投票ができる方のうち、一定の障がいがある方は、別途申請することにより、代理人に投票に関する記載をしてもらうことができます。詳しくは、選挙管理委員会へお尋ねください。

5 投票支援について

選挙管理委員会（総務部総務課）

電話 (0568) 85-6071

各投票所には、次のものを用意しています。ご希望の方は、投票所の職員にお申し出ください。

◇ 投票支援カード

投票所での支援が必要な方が、してほしい支援内容を事前に記入したり投票所で指差ししたりすることで、スムーズに投票していただくためのものです。

別の任意の用紙に記入していただいても構いません。

詳しくはこちら
(市 HP) ↓



ID : 1033793

◇ コミュニケーション支援ボード

投票所の職員と、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある方たちが、絵や文字を指差ししてコミュニケーションをするツールです。



ID : 1037840

◇ 投票用紙記入補助具

投票用紙をはさんで使用するプラスチック素材のケースで、記入する枠の部分が切り抜かれているため、表面を手で触ることで、記入する位置がわかるようになっています。



ID : 1037114

6 自転車用ヘルメット購入費補助事業

市民安全課

電話 (0568) 85-6053

自転車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

● 対象者

令和7年度中に次の年齢に達する方

- ・ 7歳以上18歳以下
- ・ 65歳以上

※ 申請は1人1回です（過去にヘルメットの補助金を受けた方も対象外となります）。

● 対象ヘルメット

- ・ 主な安全基準を満たした新品で春日井市内の販売店で購入したもの
- ・ 令和7年3月1日から令和8年2月28日までに購入したもの

● 申請締切

令和8年3月2日（必着）

● 補助金額

ヘルメット購入費用の2分の1の額で上限2,000円（10円未満の端数切り捨て）

※ 申請方法など詳しくは、市民安全課へお尋ねください。

7 通話録音装置配付事業

市民安全課

電話 (0568) 85-6064

特殊詐欺被害や迷惑電話防止のため、電話機本体に接続することで、呼び出し音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能及び自動通話録音機能を備えた装置を、一部金額を負担していただくことで配付します。

※ 緊急通報システム（30ページ）やホームセキュリティなど電話回線を使用する他の装置との併用はできません。

● 対象者

市内に住所を有する満65歳以上の方がいる世帯

※ 申請は1世帯1回です（過去にこの配布事業を利用された世帯も対象外となります）。

● 申請締切

令和8年3月2日（必着）

※決められた予算の範囲内での配付となるため、申請締切より早く終了する場合があります。

● 負担金

2,000円

※1 申請方法など詳しくは、市民安全課へお尋ねください。

※2 市役所職員をかたる還付金詐欺に注意してください。市役所職員が電話でATM等の操作を求めることはありません。

不審な電話がありましたら、春日井警察署 (0568) 56-0110 へ通報してください。

8 あなたの家を「迷惑な空き家」にしないために

住宅政策課

電話 (0568) 85-6572

あなたの家も、将来「空き家」になる可能性があります。

現在、全国で空き家が増加しており、それに伴い周囲に迷惑をかけるケースも多くなっています。あなたの考えがわからないまま空き家になることで、親族がもめたり、近所の方に迷惑をかけたりするかもしれません。

そこで市では、空き家に関する心配ごとを減らすためのポイントや豆知識をまとめた「わが家の終活ノート」を作成しました。

このノートを役立てながら、お住まいのこれからについて、ご自身やご家族の幸せを守るために考えてみませんか。

ノートの配付をご希望の方は、住宅政策課までご連絡ください。

9 春日井市公式LINE

広報広聴課

電話 (0568) 85-6037

市公式LINEでは、あなたの興味のある分野に絞って、春日井市からのお知らせを受け取ることができます。

「健康・医療」や「福祉」といった分野のほか、「ごみの収集日」、不審者情報や気象（注意報・警報）情報などをお知らせする機能もあります。

「シティバス・交通」や「ごみ」といった生活に身近な情報にもすぐアクセスできるメニューも備えていて、便利にお使いいただけます。

道路や公園、河川の損傷、ごみステーションからの資源物の持ち去りなどについて通報することもできます。

ぜひ、友だち追加をお願いします。

LINEの友だち
追加はこちらから



10 住宅防火診断

予防課

電話 (0568) 85-6383

ご自宅の火災予防対策は万全ですか？

住宅火災の原因にはこんろ、たばこ、ストーブ、電気機器等、様々なものがあり、あなたのお宅にも潜んでいる可能性があります。

ご家庭内に火災発生要因がないか、またその予防対策について消防職員がお伺いしてアドバイスさせていただきます。

また、火災の発生を音で知らせてくれる住宅用火災警報器の設置状況も確認させていただき、設置が必要であれば取付けのお手伝いもいたします。

費用は無料です。対象は、市内65歳以上のお一人住まいの方となっておりますが、お一人住まいでなくても、お気軽にご相談ください。

住宅火災における死者の約7割が高齢者です。火災の発生をいち早く知らせてくれる住宅用火災警報器は、寝室・台所・階段（寝室が2階以上にある場合のみ）への設置が義務付けられています。火災で亡くなる方を減らすために、消防職員がご自宅へお伺いして、警報器の取付け等を行います。まずはお気軽に電話や窓口にてご相談ください。

また、取付けと合わせて住宅防火診断もいたします。

● **対象**

市内の65歳以上または障がい者手帳を交付された方のみで構成される世帯

● **支援内容**

住宅用火災警報器の新規取付・交換・移設

● **その他**

- ・取付費用は無料ですが、警報器本体はご自身で購入していただく必要があります。設置が必要な場所や個数についてはお申込み時に調整させていただき、警報器を購入していただいた後にお伺いします。
- ・警報器には熱式と煙式のものがあります。購入の際は、煙式のものをご購入してください。
- ・賃貸住宅は対象外となりますので、ご了承ください。
- ・お申込みのない世帯に消防職員がお伺いして警報器の取付けを促すことはありませんので、消防をかたる詐欺にはご注意ください。

7. 介護保険制度について調べる

介護保険制度

1 制度の目的と財源

介護・高齢福祉課

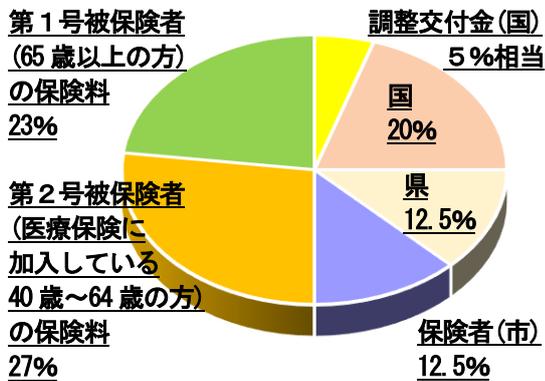
電話 (0568)85-6182

総人口に占める高齢者の増加に伴い、介護が必要な高齢者が急速に増え、核家族化や介護者の高齢化など家族の介護機能が変化しており、高齢者介護は老後最大の不安要因となっています。

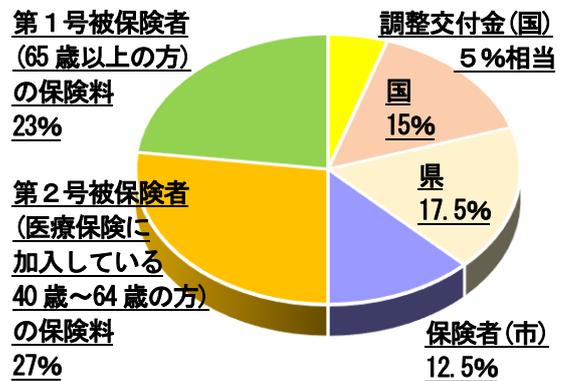
このため、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、平成12年度から介護保険制度が運営され、介護サービス（7～27ページ）を利用できるようになっています。

その運営は春日井市（保険者）が行いますが、その給付に必要な財源は原則として2分の1を公費（国、県、市が支出）で負担し、残りの2分の1を被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者※55ページ）の保険料で賄います。

介護サービス費の負担割合（居宅）



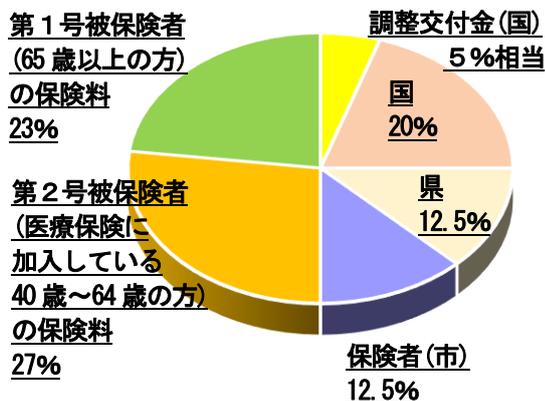
介護サービス費の負担割合（施設）



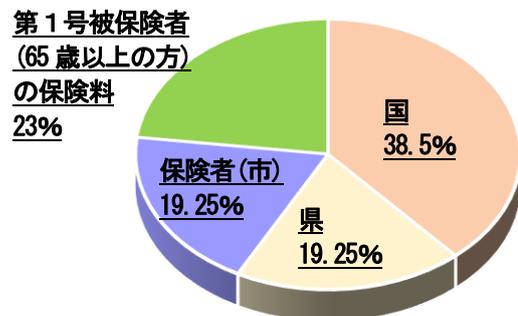
(注) 介護サービス費には審査の費用も含まれています。

調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差をなくすために交付され、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により割合が変動します。また、それに伴い、第1号被保険者の保険料の割合も変動します。

地域支援事業費の負担割合 (介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費の負担割合 (包括的支援事業・任意事業)



保健福祉事業費（訪問等理美容サービス等）は、原則、第1号被保険者の保険料のみで賄います。

◇ 被保険者は、次のように区分されます

- ・ 第1号被保険者 65歳以上の方
- ・ 第2号被保険者 医療保険に加入している40歳～64歳の方（※1）

介護保険法により、それぞれの区分に該当する方は、自動的に被保険者となりますので、いずれも特別の手続きは、必要ありません。

また、外国人についても原則的には日本人と同様に、介護保険の被保険者となります。（※2）

65歳になった方（※3）や、要介護認定の申請をして認定結果が出た40歳～64歳の方には、介護保険の被保険者証が交付されます。

※1 医療保険に加入している方とは、健康保険、船員保険、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済制度の各制度の被保険者や組合員、被扶養者又は加入者をいいます。

※2 日本に短期間しか滞在しない外国人については、介護保険の対象外になります。

※3 第1号被保険者になった日（誕生日の前日）の属する月に被保険者証が郵送されます。

◇ 40歳～64歳の被保険者の方のサービス利用について

40歳～64歳の被保険者の方で、老化が原因とされる次の16の病気（特定疾病）によって、日常生活で介護・支援が必要になった場合は、要介護・支援の認定を受けることで、サービスを利用することができます。

特定疾病

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1 筋萎縮性側索硬化症 | 10 脳血管疾患 |
| 2 後縦靭帯骨化症 | 11 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| 3 骨折を伴う骨粗しょう症 | 12 閉塞性動脈硬化症 |
| 4 多系統萎縮症 | 13 関節リウマチ |
| 5 初老期における認知症 | 14 慢性閉塞性肺疾患 |
| 6 脊髄小脳変性症 | 15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 7 脊柱管狭窄症 | 16 がん末期 |
| 8 早老症 | |
| 9 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

3 こんなときは届出を

こ ん な と き	届 出 窓 口
春日井市内での転居・他市町村への転出	戸籍住民課又は出張所（※1）
他市町村の施設への入所	介護・高齢福祉課
死亡・氏名変更・被保険者証の再交付（※2）	介護・高齢福祉課又は出張所

※1 味美ふれあいセンター・高蔵寺ふれあいセンター・東部市民センター・坂下出張所で手続きができます。

※2 被保険者証を紛失した場合は、本人の身分を証明するものをお持ちください。

保険料・サービス利用の負担

1 第1号被保険者（65歳以上の方）

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

◇ 保険料の額

保険料の額は、前年の所得や当該年度の市民税の課税状況により次の15段階が設定されています。令和6年度から令和8年度までの保険料基準額は月額5,580円で、所得段階別の年間保険料額は次のとおりです。保険料の額は、3年ごとに見直されます。

所得段階	課税状況及び所得状況		年間保険料額
第1段階	生活保護被保護者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員の市民税が非課税の人		19,083円 (基準額×0.285)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計が	80万9,000円以下の人
第3段階			80万9,001円以上120万円以下の人
第4段階			120万1円以上の人
第5段階	本人の市民税が非課税で、世帯の中に市民税の課税者がいて		80万9,000円以下の人
第6段階			80万9,001円以上の人
第7段階	本人が市民税の課税者で	合計所得金額が	120万円未満の人
第8段階			120万円以上210万円未満の人
第9段階			210万円以上320万円未満の人
第10段階			320万円以上400万円未満の人
第11段階			400万円以上600万円未満の人
第12段階			600万円以上800万円未満の人
第13段階			800万円以上1,000万円未満の人
第14段階			1,000万円以上1,500万円未満の人
第15段階			1,500万円以上2,000万円未満の人
		2,000万円以上の人	

※1 実際に納める年間保険料は100円未満を切り捨てた金額になります。

※2 世帯員は、賦課期日（令和7年4月1日）時点の状況により判定されます。

※3 「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金所得を除いた額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を差し引いた金額で算定します。

※4 「合計所得金額」とは、実際の収入ではなく年金所得、給与所得、事業所得等の合計で、社会保険料、扶養等の控除額を差し引く前の金額です。なお、前年から繰り越された「損失の繰越控除」がある場合でも、それを適用しないで計算した金額になります。土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額は差し引かれます。

※5 第1～3段階の基準額に対する割合は、公費による軽減が図られています。

◇ 保険料の納め方

介護保険料は原則として年金から納めることになっていますが、納め方は年金額によって2種類に分かれます。

● 年金が年額18万円以上の方 → 特別徴収

年金の定期支払（偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。年金支払通知書で確認してください。ただし、65歳になられたばかりの方や、春日井市に転入された方は、しばらくの間特別徴収とはならず、普通徴収となります。

● 年金が年額18万円未満の方 → 普通徴収

年間の介護保険料を、市から郵送される納入通知書や口座振替により納付します。

区分	対象者	納め方	納付する月												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特別徴収	老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円以上の方	年金から天引きにより納付（※1）	☆		☆		☆		☆		☆		☆		☆
普通徴収	老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円未満の方	市から郵送する納入通知書により納付（※2）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

※1 特別徴収の方は、偶数月に年金から天引きされます。

※2 口座振替の方は、指定口座より納期限の日に振り替えます。

◇ 保険料の減額などの更正が可能な期間について

所得税や住民税が更正されると、それに伴い介護保険料も更正されますが、所得税や住民税よりも更正可能な期間が短いため、当該年度における最初の納期限の翌日から起算して2年を経過すると更正することができません。所得の変更がある場合は速やかに申告等を行ってください。

2 第2号被保険者（40歳～64歳の方）

加入されている医療保険者にお問い合わせください

	健康保険・共済組合等に加入している方	国民健康保険に加入している方
保険料の額	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の額は所得によって異なります。 専業主婦等被扶養者になっている方の保険料は、加入している被保険者全体で負担します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の額は所得や加入人数等によって異なります。 世帯主が世帯員の分も負担します。
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の給料から健康保険料とあわせて納めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税とあわせて納めます。

3 保険料の減免・徴収猶予

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

災害等の特別な事情がある場合には、保険料の減免や徴収猶予が受けられます。

4 給付制限

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

特別な事情もなく保険料を納めなかった場合は、滞納処分や介護サービスの利用制限（給付制限）を受けることがあります。

① 保険料を1年以上納めない

通常は1～3割の自己負担である介護サービス費用を、一旦全額（10割）支払っていただき、改めて、申請により介護保険から支払われる費用（7～9割）を請求する手続きとなります。

② 保険料を1年6か月以上納めない

介護サービスを利用したとき、介護保険から支払われる費用（7～9割）が一時的に差止となり、納めていない保険料にあてられることがあります。

③ 保険料を2年以上納めない

介護保険から支払われる費用が9割又は8割から7割に減額（※）されるため、介護サービスを利用したときの自己負担が3割になります。また、高額介護サービス費の支給や施設サービスの食費・居住費の軽減等が受けられません。なお、保険料をさかのぼって納めることはできません。

※ 負担割合3割の方は、介護保険から支払われる費用が7割から6割に減額されます。

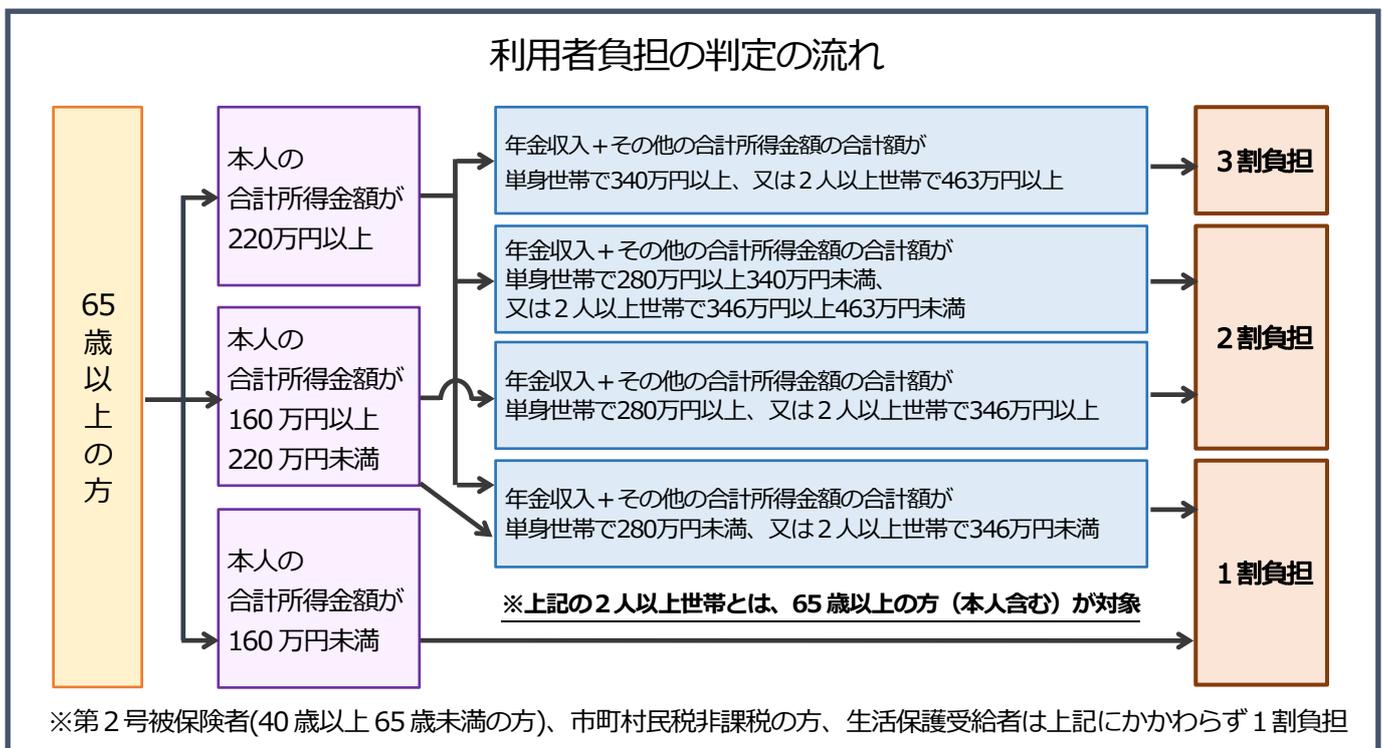
5 介護サービスの利用者負担

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

介護サービスを利用する場合の自己負担は原則1割です。しかし65歳以上の方（第1号被保険者）のうち一定以上の所得がある方は2割又は3割となります。

「合計所得金額」、「その他の合計所得金額」については、56ページの「◇ 保険料の額」表下注釈※3を参照してください。なお、「合計所得金額」に給与所得又は年金所得が含まれている場合には、当該給与所得及び年金所得の合計額から10万円を差し引いた金額で算定します。



要介護・要支援認定を受けた方や事業対象者に該当している方は、毎年7月ごろに被保険者の負担割合が記された負担割合証が交付されます。

負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用する場合は、2枚一緒に介護サービス事業者や施設にご提示ください。

◇ 在宅サービスの費用

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて1か月当たりの上限額（支給限度基準額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた部分は全額利用者の負担となります。

■ 支給限度基準額

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217

※ 介護サービスにつきましては、円ではなく、単位での表記となります。

※ 事業対象者の方の支給限度額は、原則要支援1の支給限度基準額相当となります。

※ 月途中で区分変更した際は、その月は高い区分の支給限度基準額となります。

■ 支給限度基準額が適用されない在宅サービス（内容によっては適用される場合もあります）

要支援1・2の方のサービス	要介護1～5の方のサービス
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
特定介護予防福祉用具販売	地域密着型特定施設入居者生活介護
介護予防住宅改修費支給	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	特定福祉用具販売
	住宅改修費支給

◇ 施設サービスの費用

施設サービスは、介護の必要な程度や施設の種類等によって、費用が定められています。支給限度基準額はありません。サービスを利用したときには、費用の1～3割を負担します。また、食費、居住費と日常生活費は、利用者負担となります。

なお、25ページ「3 施設サービス等の食費・居住費の軽減」を受けられる場合があります。

その他

1 審査請求・処分の取消

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6197

介護保険の給付に関する処分（要介護認定に関する処分を含む）や介護保険料等の徴収金に関する処分に不服がある方は、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求ができます。

● 請求先

愛知県介護保険審査会 電話(052)954-6288

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁内）

※ 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。

お問い合わせ・ご相談は

春日井市役所 市外局番(0568)

介護・高齢福祉課 電話 85-6182・6197 FAX 84-5764
障がい福祉課 電話 85-6186 FAX 84-5764

地域共生推進課 電話 85-6364・6187 FAX 84-5764

地域包括支援センター 市外局番(0568)

基幹型地域包括支援センター 電話 84-4920 FAX 84-4913
地域包括支援センター坂下 電話 93-1314 FAX 88-8318
地域包括支援センター藤山台・岩成台 電話 92-7600 FAX 92-7300
地域包括支援センター南城 電話 51-1840 FAX 51-1856
地域包括支援センター東部 電話 87-5377 FAX 85-9989
地域包括支援センター柏原 電話 89-3027 FAX 89-3026
地域包括支援センター西部 電話 32-1117 FAX 31-1337

地域包括支援センター高森台・石尾台 電話 88-5829 FAX 88-8354
地域包括支援センター高蔵寺 電話 37-0780 FAX 37-0782
地域包括支援センター松原 電話 93-6066 FAX 93-6067
地域包括支援センター鷹来 電話 89-2391 FAX 89-2486
地域包括支援センター中部 電話 56-9166 FAX 56-9179
地域包括支援センター味美・知多 電話 33-0211 FAX 33-0213



©Kasugai City 2008
書のまち春日井「道風くん」

発行

春日井市健康福祉部 介護・高齢福祉課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 (0568) 85-6182・6197

FAX (0568) 84-5764